

第Ⅳ部

令和元年度に
講じようとする施策

第Ⅳ部 令和元年度に講じようとする施策

観光は、地方創生の切り札、成長戦略の柱である。こうした認識の下、2016年(平成28年)3月に策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅行者数2020年(令和2年)4,000万人、2030年(令和12年)6,000万人等の目標を掲げ、大胆な取り組みを進めてきた。この結果、2018年(平成30年)の訪日外国人旅行者数は3,119万人と6年連続で過去最高を更新し、3,000万人の大台に乗った。観光立国によって、たくましい一大産業が生まれている。

この一年は2020年(令和2年)4,000万人の目標を確実に実現し、我が国が真の観光立国となるための「勝負の年」である。こうした問題意識から、2018年(平成30年)8月から2019年(令和元年)5月にかけて「観光戦略実行推進会議」を計10回開催し、有識者から示唆に富む様々なご意見をいただき、議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえると、まずは、多言語対応やWi-Fi、キャッシュレス対応等、訪日外国人旅行者にとって「当たり前」の環境整備を早急に進めていくことが重要である。また、こうした整備と並行して、美術館・博物館の夜間開放や外国人が楽しめるカフェの設置等、地域の新たな観光コンテンツを開発していくことが重要である。さらに、訪日外国人旅行者の誘致に関しては、日本政府観光局と地域の適切な役割分担と連携強化が重要であり、地域の役割はこうした着地整備が主であることを明確化するとともに、日本政府観光局が各地域の情報・魅力を海外に一元的に発信することを目指すべきである。

こうした認識を踏まえて2019年(令和元年)6月に観光立国推進閣僚会議において決定した「観光ビジョン実現プログラム2019」に基づき、各種施策を講じる。

今後とも地域の良い取組を応援し、それを全国に広げ、真の観光立国が実現できるよう、本施策を政府、民間、地域が一体となって着実に実行していく。

第1章

外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための
環境整備

第1節 観光地

1 主要施策

主要観光地の多言語対応(英語、中国語、韓国語等)や無料Wi-Fi整備、キャッシュレス対応等をモデル的に直ちに整備することとし、2019年度(令和元年度)中に少なくとも50程度、2021年(令和3年)までに100の主要観光地を抜本的に改善するとともに、飲食店や小売店等における多言語音声翻訳システムの導入を促進する。また、外国人観光案内所の機能強化を図るため、AIチャットボット等最先端技術を活用した観光案内サービスの普及促進を図る。加えて、観光を中心としたまちづくりの推進に向けて、歴史的観光資源の高質化、シェアサイクルの導入、無電柱化の推進等に取り組む。このほか、レンタカーの利用が多い地域を中心に、道の駅の多言語対応や無料Wi-Fi整備等を促進する。

宿泊業における生産性向上(1人が複数業務を兼務できるシステムの構築等)、外国人人材の活用等によるインバウンド対応の強化等により「稼ぐ」旅館・ホテルへの改革を推進するほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた宿泊施設等のバリアフリー化を促進する。

地方における免税店拡大とともに、免税店のキャッシュレス対応や免税手続電子化に向けた環境整備等を促進する。

日本政府観光局コールセンターの24時間の多言語対応等「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策(2018年(平成30年)9月28日観光戦略実行推進会議決定)」に基づく取組を確実に実現するとともに、防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ウェブサイト、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加等、災害時に備えた情報提供の強化により、訪日外国人旅行者が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。また、ムスリム等多様な訪日外国人旅行者に対応した受入環境整備を促進し、海外に向けて発信する。

2 関連施策

(1) キャッシュレス環境の飛躍的改善

a) 海外発行カード対応ATM設置の取組

3メガバンクの海外発行カード対応ATM(2020年(令和2年)までに全ATM設置拠点の約半数で整備(計約3千台)する方針)について、2019年(平成31年)3月末時点で3,030台が設置され、目標を前倒して達成した。引き続き、現行の整備水準が維持されるようフォローアップを実施する。また、3メガバンクに対しATM設置に有用なデータを提供し、ニーズが高い場所での優先的な設置を行うなどの戦略的な取組を促す。

さらに、地方銀行にも、3メガバンクと同様にATM設置に有用なデータを提供し、海外発行カード対応の環境が整っていない観光地への設置を促すとともに、取組状況をフォローアップする。

加えて、海外発行カード対応ATM設置の進捗に合わせて最新の設置場所等の情報を、日本政府観光局ウェブサイト、アプリ等で引き続き提供しつつ、掲載するATMデータの充実を進める。

b) キャッシュレス決済対応等の取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド消費等、キャッシュレス需要の拡大が見込まれることを踏まえ、2019年(令和元年)10月から実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」において、端末導入補助や手数料の引下げ措置等の支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。また、本事業も活用し、商店街や地域毎に面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

c) クレジットカードに係るセキュリティ対策

2018年(平成30年)6月に施行された「割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)」に基づき、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用の防止といったセキュリティ対策の取組を強化し、安全・安心なクレジットカードの利用環境を整備する。こうした観点から、関係事業者等で構成されるクレジット取引セキュリティ対策協議会において、2019年(平成31年)3月に改訂された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画-2019-」に基づく関係事業者のセキュリティ対策の取組を更に推進する。

(2) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

a) 通信環境の飛躍的向上

① 主要な観光・防災拠点における無料Wi-Fi環境の整備

地域住民や訪日外国人等の旅行者を含め、災害時の必要な情報伝達手段を確保する観点から、耐災害性の高いWi-Fi環境について、2019年度(令和元年度)までに約3万箇所の防災拠点等における整備を加速化させていく。

② 災害用統一SSIDの周知・広報

災害用統一SSIDを利用した携帯キャリアWi-Fi及びエリアオーナーWi-Fiの無料開放・利用手続き簡素化を促進するため、災害用統一SSIDに関する周知等を行う。

③ シームレスなWi-Fi利用環境の実現

訪日外国人旅行者に対し、分かりやすい共通シンボルマーク「Japan. Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトやステッカー等の掲出を通して、観光案内所、公共交通機関等に加え、観光地における「まちあるき」の満足度向上に資すべくまちなかに整備された無料Wi-Fiスポットの情報発信を強化する。

④ プリペイドSIMの販売促進等による通信環境全体の改善

訪日外国人旅行者が訪問する店舗におけるSIM販売拠点の拡大に向けた取組を引き続き行いつつ、複数国から国際便が乗り入れる全ての空港へのSIM販売拠点の設置に向けた取組を重点的に行う。また、日本政府観光局のウェブサイトを活用して、訪日外国人旅行者に対する最新の販売拠点の周知強化を図る。

さらに、訪日外国人旅行者の観光地散策中における情報の円滑な収集・発信ニーズが高まっていることを踏まえ、観光案内所、宿泊施設、鉄道駅やバスターミナル、車両等に加えて、少

なくとも50程度の訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地の「まちあるき」満足度向上に資するまちなかの無料エリアWi-Fi環境の整備を進めるとともに、モバイルWi-Fiルーターの利用促進、SIMカードのサービスの促進及び国際ローミング料金の低廉化を通じて多面的な通信環境の改善を図る。

b) 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

①多言語音声翻訳システムの普及

世界の「言葉の壁」をなくしグローバルで自由な交流を実現する「グローバルコミュニケーション計画」を着実に進め、訪日外国人旅行者とのコミュニケーションの円滑化に資するため、多言語音声翻訳技術の精度を向上させるとともに、研究開発の一環としてクラウド型翻訳サービスプラットフォームを活用した大規模な社会実証の実施を通じて、雑音抑圧技術等の改良を実施する。さらに、「言語バリアフリー関係府省連絡会議」を通じて関係府省庁との連携を強化し、技術の更なる普及・利活用の促進を図る。また、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加えて、観光地の「まちあるき」の満足度向上を図るべく地域の飲食店、小売店等における多言語音声翻訳システムの活用を含めたまちなかにおける受入環境の面的整備を進める。

②IoTおもてなしクラウド事業の実施

交通系ICカードやスマートフォン等と共通クラウド基盤を連携・活用し、訪日外国人旅行者に対する言語等の個人の属性に応じた情報提供や施設への入場手続の簡素化等を可能とし、小売、交通、宿泊等における利便性向上等に資する基盤の普及展開を行う。2019年度(令和元年度)は、実際のサービスに活用されている共通クラウド基盤を継続的に運用し、共通クラウド基盤のオープン化や、他サービスとの連携に必要なAPI規格の管理・メンテナンスを行う組織・体制を整備する。

③観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

観光分野等の地域における課題解決や経済活性化、行政の高度化等に資するオープンデータを推進するため、地方公共団体におけるオープンデータの取組を支援する。

④IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

2018年度(平成30年度)までに創出した、観光客の周遊データを収集・分析して地域の観光振興策に活用するといった観光関連の取組等、地域の課題解決に資するIoTを活用したリファレンス(参照)モデルの周知を行う。

⑤サービスの質の「見える化」の取組

サービスの品質を見える化する仕組みとして創設した「おもてなし規格認証」について、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、サービス事業者のインバウンド対応への本格検討を促すため、2019年(平成31年)4月の運用から金・紺認証に「トラベラー・フレンドリー認証」を特約として追加し、インバウンド対策を積極的に行う事業者の見える化を行うとともに、2020年(令和2年)までに、約30万件の認証の実現を目指す。

c) 非常時の対応能力の強化を含む観光地の「まちあるき」満足度の向上

訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、多言語案内標識（英語、中国語及び韓国語）や無料エリア Wi-Fi の整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済等のまちなかにおける面的な取組や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等を集中的に支援することで、2019年度（令和元年度）中に少なくとも50程度、2021年（令和3年）までに100の主要観光地を抜本的に改善し、「まちあるき」の満足度向上を目指す。また、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。さらに、ICT等のイノベーションの成果を地方も含めた観光現場に取り込み、訪日外国人旅行者の旅行環境を刷新するため、ベンチャー企業と地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）等の観光関係者とのマッチングの機会を提供する。

d) 観光案内拠点の充実

訪日外国人旅行者等が全国津々浦々を快適に旅行できるよう、日本政府観光局認定外国人観光案内所を2020年（令和2年）までに1,500箇所程度とすることを目指し、多様な業態への制度の周知を行う。あわせて、認定案内所が多様なニーズに対応できるよう、各認定案内所が現状分析及び施策立案に活用できる定量的なKPIの設定、認定案内所表彰制度の創設、既存認定ロゴマークの改良・普及等により、日本政府観光局認定外国人案内所のブランド力の向上及びその案内機能の一層の高度化を図る。また、観光案内所の情報発信機能の強化による訪日外国人旅行者の利便性の向上のため、AIチャットBotや多言語音声ガイド等の先進機能の整備を行うほか、平成30年北海道胆振東部地震等における経験を踏まえ、観光案内所における非常用電源等の導入を促進する。さらに、観光拠点の魅力を発信し地域との交流を図る観光拠点情報・交流施設についての整備を支援する。

加えて、「道の駅」について、免税店や外国人観光案内所の設置等のインバウンド対応を促進し、地域の情報発信の拠点とする取組を進める。

e) 観光地の公衆トイレの洋式化

訪日外国人旅行者の快適な旅行環境整備のため、訪日外国人旅行者が利用しやすいよう、観光地周辺に地方公共団体や交通事業者等が設置する公衆トイレの洋式便器の整備とともに清潔等機能向上を促進する。

f) ムスリム対応の強化

2018年度（平成30年度）に策定した「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」をフォローアップし、引き続きムスリム旅行者が安心して地方部も含めて滞在・周遊するために不可欠な食や礼拝等における受入環境の整備をセミナーや研修等を通じて促進する。また、東南アジア市場に加え、中東市場においても、日本政府観光局等を通じた現地旅行博への出展やオンラインでの情報発信を実施するなど、訪日プロモーションを強化する。

g) シェアサイクルの導入促進

観光地内の周遊性を高めることによりストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備を図るため、観光庁が指定する地域において、訪日外国人旅行者に対して手軽な移動手段を面的に提供するシェアサイクルの導入促進を支援する。

h) 「道の駅」の通信環境等の整備

ドライブ観光の促進のため、「道の駅」の電気自動車（EV）の充電施設及びWi-Fiの整備を促進する。

i) 受入環境向上に向けた調査の実施

訪日外国人旅行者の滞在・移動等の受入環境に関する不満・要望について、調査項目や手法の改善を図り、対面調査やSNS等を活用しながら、FIT（個人旅行）化する訪日外国人旅行者の最新の旅行ニーズに照らした調査・検証を実施し、現状把握及び具体的な解決策を検討する。

j) ICTを活用したスマートシティの推進

データ利活用型スマートシティの推進を通じて、観光客の動態情報や購買情報等データの収集・分析とその利用により、訪日外国人旅行者の消費額の拡大や誘客、新規観光資源の発見等に貢献するため、新規事例の構築に加え、「ICT街づくり推進会議」への報告等を含む様々な機会を通じて、引き続き先進事例の情報発信、水平展開を推進する。

k) 地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

地域の公共及び民間の保有する観光情報のデータを利活用し、観光客が地域の生きた情報を基に自らのニーズにマッチした観光地を発見できる観光クラウドシステムを導入する。

(3) チケット購入環境の整備等による体験型観光の充実

体験型観光の充実及び日本滞在中の気軽なエンターテインメントコンテンツ鑑賞機会の提供に向け、訪日外国人旅行者のチケット購入環境を整備し、劇場、音楽堂、美術館、博物館等へのアクセスを改善するため、チケット販売機能を有する観光案内所の先進事例について、観光案内所等を対象とした講演・セミナー等で紹介するほか、訪日外国人旅行者向けのチケット購入の容易化の方向性を検討する。また、2019年度（令和元年度）においては、観光地等に対して、スムーズな発券のためにICTを活用した多言語案内・翻訳システム機器等の導入を支援する。さらに、2018年（平成30年）9月に施行された、「建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）」による一定の仮設建築物について1年を超えた存続を可能とする措置について、2019年（令和元年）6月中に開催予定である説明会において周知する。加えて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会によるインバウンド消費等、キャッシュレス需要の拡大が見込まれることを踏まえ、2019年（令和元年）10月から実施する「キャッシュレス・消費者還元事業」において、端末導入補助や手数料の引下げ措置等の支援を行うことにより、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入しやすい環境を整えるとともに、中小・小規模事業者の店舗でキャッシュレス決済を行った消費者へのポイント還元に対する支援を行い、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感するきっかけを創出する。また、本事業も活用し、商店街や地域毎に面的にキャッシュレス決済を導入する取組を支援するなど、地域全体でのキャッシュレス決済を推進する。

(4) 「道の駅」を核とした地域振興

a) 重点「道の駅」における支援

重点「道の駅」において地産地消の促進、小さな拠点の形成等の取組を関係機関が連携して重点的に支援するため、複数の関係機関の制度の活用等について、協議会等を通じ、ワンストップで相談対応等を行う。

b) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

「道の駅」等を核として、周辺の農林漁業者等と連携し、農林水産物や、地域の特色を生かして開発された6次産業化商品の販売を促進する。

c) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」が旅行者となり着地型旅行商品の販売を行うことにより、地域の総合観光窓口としての機能強化を図る。

d) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

訪日外国人旅行者のFIT(個人旅行)化が進み、レンタカーの利用率も増加傾向にある中、「道の駅」を観光地へのゲートウェイとして機能させるべく、訪日外国人旅行者の利用が多い又は今後の増加が見込まれる「道の駅」に対して、多言語対応や観光案内所の整備等のインバウンド対応を促進する。

(5) 日本の良好な治安等を体感できる環境整備

a) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

訪日外国人旅行者等と警察職員とのコミュニケーションの円滑化のため、交番等におけるコミュニケーションを支援するための資料・資機材の活用、観光地等の外国人対応の機会が多い交番等への外国語による対応が可能な警察職員の配置、警察官が携行する端末への多言語翻訳機能の導入等に努める。

また、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できる環境整備を強化する。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催前や開催中に首都直下地震や水害等の大規模災害が発生することも想定し、平時より海外や国内に対し、適切な情報発信を行うことが重要であり、大会の開催を支えるため、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル／Disaster Prevention Portal」について、2018年度(平成30年度)は平成30年7月豪雨等、近年頻発する災害を踏まえた情報やライフライン情報、多言語対応サイトを追加するなどのコンテンツを充実した。引き続き、2019年度(令和元年度)も機能向上やコンテンツの充実を図る。

加えて、国土交通省ウェブサイトにおいて、英語により雨の状況や川の水位、カメラ映像等をリアルタイムで提供している「川の防災情報 英語版」について、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう引き続き運用する。

あわせて、遺失届・拾得物の受理時等の各種手続に係る外国語による対応の促進、防災・防犯等に資する情報の外国語による提供に努め、訪日外国人旅行者等が容易に各種情報等を入手できるようアクセスしやすくするためのウェブサイトの改良や掲載情報の拡充を図る。

また、全都道府県において、日本語を解さない外国人からの110番通報の際に警察本部の通信指令室と通訳人を交えて三者で通話を行う三者通話システムの運用が行われているところ、緊急時に三者通話システムの活用が迅速かつ適切に行われるよう訓練を継続的に行う。

さらに、外国人からの119番通報時や外国人のいる救急現場での活動時等において、電話通訳センターを介して、主要な言語で、24時間365日迅速かつ的確に対応するため、三者間同時通訳による多言語対応体制が2020年(令和2年)までに全ての消防本部で導入されるよう推進する。

b) 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して円滑なコミュニケーションをとれるよう、救急隊向けに開発した「救急ボイストラ」等の多言語音声翻訳アプリの普及促進を行う。2020年(令和2年)までにアプリ導入可能なタブレット端末等がある全ての消防本部での導入を目標に、全国の消防本部での導入状況や活用実績を調査するとともに、未導入消防本部におけるアプリ導入に係る課題を抽出し、対応する。また、イラストや文字を指差すことで意思を伝えることが可能なコミュニケーションボード等の消防本部での活用状況について調査する。

c) 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

7言語に対応した訪日外国人旅行者のための「救急車利用ガイド(多言語版)」について、関係省庁と連携し効果的な広報を実施するとともに、全国の消防本部での活用状況の調査を実施する。

また、「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において策定した、熱中症の説明や予防法等発信すべき情報の内容と提供手段のあり方についての計画に基づき、引き続き訪日外国人旅行者等に対してウェブサイトやリーフレット等で熱中症等関連情報を発信する。また、「Safety tips」を通じてプッシュ型による熱中症関連情報の発信を行う。

d) 防災・気象情報の外国語での提供

防災・気象情報に関する多言語辞書、気象庁ウェブサイト、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語数増加等、災害時に備えた情報提供の強化により、訪日外国人旅行者が安心して旅行を継続できるようにするための取組を充実・強化する。

e) 災害時の訪日外国人旅行者の安全確保に向けた体制強化

地域での受入体制の整備として、観光・宿泊施設向け「自然災害発生時の訪日外国人旅行者への初動対応マニュアル策定ガイドライン」や地方公共団体向け「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」を活用した訪日外国人旅行者を対象とした災害時対応マニュアル先行例の全国周知を図る。また、2018年(平成30年)9月に決定された「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」を踏まえ、訪日外国人旅行者への情報提供手段の多重化を進めるとともに、訪日外国人旅行者への直接的、迅速な情報提供として、「Safety tips」の災害情報を、日本政府観光局のアプリに加え他のアプリにも提供を開始する。さらに、訪日外国人旅行者の安全確保に向けた体制強化について更なる検討を進める。

f) 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、引き続き多言語対応協議会及び展示会を開催するとともに、小売業界の多言語対応ガイドラインの周知・普及を促進することで、更なる多言語対応を推進する。

g) 災害時の避難受入施設に関する体制強化

宿泊関係団体を通じ、災害時における宿泊施設での旅行者等の滞り場所の確保、被害状況に応じた避難誘導及び公共交通機関の運行に関する情報提供等について適切な対応を促すとともに、地方公共団体から協定締結等に向けた協議依頼があった場合は積極的に応じるよう要請する。

h) 感染症対策の着実な実施

新型インフルエンザ、SARS、エボラ出血熱、MERS等により、発生国の経済面・観光面における甚大な影響が発生したことを教訓とし、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も念頭に、国家の危機管理の観点から、訪日外国人旅行者が安心して訪日できる環境を整備する。このため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」で決定された「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」に基づき、検疫所等関係機関における訓練の実施による対処能力の向上等といった国内の体制強化を行い、感染症対策を着実に推進する。

i) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、訪日外国人旅行者等の消費の安全確保のため、地域における消費生活相談に係る体制の充実を図る。また、国民生活センターにて2018年(平成30年)12月に設置した「訪日観光客消費者ホットライン」において、訪日外国人旅行者の消費者トラブルに対して6箇国語による相談対応を行うとともに、訪日外国人旅行者が遭いやすい消費者トラブルについて、観光庁、日本政府観光局等の関係機関の協力を得つつ、多言語での情報提供を行う。

j) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

英語を併記した規制標識「一時停止」等、国民と訪日外国人の双方にとって分かりやすい道路標識を更新等に合わせて順次整備する。

k) プッシュ型の洪水情報の配信の推進

水災害時の円滑かつ迅速な避難を可能とするため、国内旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手し、主体的な避難につながるよう、スマートフォンを活用したプッシュ型の洪水情報提供について、迅速かつ適切に配信できるよう運用を図る。

(6) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

①景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

2019年(平成31年)3月に策定した「景観計画策定の手引き」の周知や、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業を通じ、主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持向上計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進する。

また、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的なまちなみ全体の質を向上させるため、歴史的なまちなみを阻害する建築物等の改修・除却に対して支援を行い、訪日外国人旅行者の満足度の向上を図る。

②景観形成を促進する事業の推進

「景観まちづくり刷新支援事業」等を活用し、景観まちづくり刷新モデル地区へ重点支援することで、景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図る。また、同事業における成果を踏まえ、地域における景観資源の更なる活用を推進していく。

③無電柱化の推進

観光地等における良好な景観の形成や観光振興のため、無電柱化推進計画に基づき、低コス

ト手法の普及拡大、占用制限による既設電柱の撤去、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や、交付金等による財政的支援、事業のスピードアップ等を図ることにより、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）」の重点区域等で景観に優れた観光地での無電柱化を推進する。

b) 国営公園の魅力的な景観等の活用

国営公園における魅力的な景観等の観光資源を活用するため、案内サインや発券機の多言語化等の環境整備、周辺観光資源と連携した訪日外国人旅行者向けガイドツアーの開催、海外への情報発信等を実施する。

c) 美しい自然・景観等の観光への活用

① 森林景観の活用

国有林野の「レクリエーションの森」のうち、特に魅力的な自然景観を有するなどの観光資源としてのポテンシャルを有するモデル箇所において、東アジア諸国を中心とした訪日外国人旅行者等の利用者の利便性の向上や観光地としての磨き上げを目的として、ICTも活用した多言語による情報発信、無料Wi-Fiの整備等の環境整備を行うとともに、既存施設等のレベルアップを実施する。

② 「日本風景街道」の取組等の推進

好事例や関連施策の共有等、「日本風景街道」の取組の推進を通じ、地域と道路管理者等が連携した多様な活動や道路景観を美しくする取組を進めるとともに、道路空間の有効活用により、景観の美しい、快適なドライブ環境を創出する。

③ 超小型モビリティの活用

分散した観光資源間を周遊する際の移動円滑化を推進するため、2018年（平成30年）5月に公表した「地域と共生する超小型モビリティ勉強会とりまとめ」を踏まえて、環境性能に優れた1人から2人乗りの超小型モビリティの導入を促進する。

④ 離島・半島地域の観光振興

離島・半島地域にある資源を活用した新たな観光振興を図る。特に、離島では離島地域にある資源を活用し、未来を担う子ども・若者や訪日外国人旅行者らが離島へ向かう流れをつくる「島風構想」を推進する。そのため、ウェブサイト、SNS等を活用して離島の情報を発信するなどの来島者を呼び込む取組を実施する地方公共団体を継続的に支援する。

⑤ 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興

奄美群島及び小笠原諸島の特性を最大限に生かした観光の振興に関する地域の主体的な取組を支援する。奄美群島においては、奄美・沖縄の世界自然遺産登録を見据え、奄美らしい滞在型観光等の促進や奄美群島と国内外の地域との戦略的な交流促進等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。また、小笠原諸島においては、港湾の整備、自然公園の施設整備・改修、自然ガイドの育成、訪日外国人旅行者の実態やニーズの調査等、関係地方公共団体が実施する各種施策に対して支援を行う。

⑥河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者によるオープンカフェ・川床の設置等、民間事業者等との連携により、河川空間とまち空間を融合させ、旅行者を魅了する良好な空間の形成を推進する。

d) 明治記念大磯邸園の整備の推進

「明治150年」関連施策の一環として、神奈川県大磯町において明治記念大磯邸園の整備を推進する。旧伊藤博文邸を中心とする建物群及び緑地の保存・活用を図るとともに、2020年(令和2年)夏頃を目処に、先行的に旧大隈別邸及び陸奥別邸跡の庭園等の一部区域の公開を目指す。

(7) 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

a) 観光バスの駐停車対策

地域が行う道路外における「空き空間」を有効活用した観光バスの駐停車スペースの確保に関する取組について、引き続き支援する。

また、容積率緩和制度も活用し、民間都市開発におけるバス乗降場の一体的整備を推進する。

b) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度(Park-PFI)の普及啓発等を通じ、民間資金を活用した都市公園の整備等を推進する。

c) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

観光案内所等を都市公園内に設置できる占用特例制度の活用促進を図り、地域の魅力や回遊性の向上を促進する。

d) 会議施設等の整備に対する支援

グローバル企業のビジネス活動を支える国際競争力強化施設の整備に対する補助制度や、これらの施設に対する民間都市開発推進機構による金融支援制度をより一層活用し、我が国の大都市の国際競争力の強化を図る。

e) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

拠点駅及びその周辺を対象に、関連する地方公共団体、交通事業者及び都市開発事業者からなる協議会に対し、統一的な案内サインの整備等を支援し、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進する。

f) 日本の都市の魅力を海外に発信する取組の推進

インバウンド需要の取り込みや、都市開発の海外展開につなげるため、日本の都市の魅力発信を推進する。

g) 道路空間と観光の連携の推進

「人中心の道路空間」の構築に向けた新たな道路仕様の策定や道路空間の再構築等により、国内外から呼び込んだ人・モノの交流や情報の集約等を促すとともに利便性や快適性の向上を図ることで、地域の観光資源を生かした賑わいの場を創出する。また、道路協力団体等、道路空間を

利活用する団体との連携を推進し、道路空間の更なる魅力向上を図る。

(8) 宿泊業の生産性向上

訪日外国人旅行者の増加やFIT(個人旅行)化等の経営環境の変化に対応し、顧客のニーズを的確にとらえた、「稼ぐ」旅館へと宿泊産業の変革を図るとともに、「観光産業革新検討会」においてとりまとめた最終報告書を踏まえ、宿泊施設の生産性向上を支援するため、経営者のスキルアップや意識改革のためのワークショップを全国で実施し、マーケティング活動を通じて付加価値の向上を推進する。また、地域の宿泊施設全体の生産性を向上させるため、地域の宿泊施設の連携による社員の共同活用や滞在型体験プログラムの共同開発等のモデル事業を実施する。さらに、宿泊関係団体と連携して、これらの先進的な取組の普及・拡大を図ることにより、客室稼働率の向上や高付加価値化を推進する。

(9) 中小企業の多言語化を中心としたIT化の推進

ITツール、ソフトウェア等の導入支援により、中小企業による顧客へのサービス充実・利便性の向上、会計処理業務の効率化等を通じた生産性向上を実現する。

(10) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

a) 観光経営を担う人材育成

観光産業をリードするトップレベルの経営人材を育成するため、産学連携による協議会を通じ、2018年(平成30年)4月に開学した一橋大学及び京都大学の観光MBAの取組内容の観光系大学への横展開を図るとともに、最新のカリキュラムの把握、教員の質・量の不足、社会的地位の向上等の観光業における課題に対して観光系大学や産業界に調査やヒアリングを実施する。また、経営人材の恒常的な育成拠点の構築や観光MBA取得者の活躍促進のためのガイドラインを策定し、産学連携によるトップレベルの経営人材育成のノウハウを確立する。

b) 観光の中核を担う人材育成の強化

地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、2018年度(平成30年度)までに実施してきた社会人の学び直しのための教育プログラムをブラッシュアップさせ、複数の地域大学へ水平展開を図るとともに、自立的かつ持続的なプログラム実施の仕組みづくりに向け、産学連携による協力体制の構築・運営を支援する。また、既存の観光学部のカリキュラム充実等に向け、観光系大学を対象とした調査・ヒアリングにより把握した既存のカリキュラム及びこれまで各大学で実施してきた社会人向けカリキュラム双方の優良事例の周知を図るとともに、既存の大学生を対象として、就職後のミスマッチ解消や就職後に即戦力として必要な実務能力の習得に特化したインターンシップ等の実践授業を実施し、効果検証を行う。

また、観光分野も含め、専門職大学等(専門職短期大学・専門職学科を含む)の制度が施行されることを踏まえ、開学に向け引き続き取組を行う。

c) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

今後も更なる需要の増加が見込まれる、観光産業における即戦力となる実務人材を確保するため、地域一体での共同採用活動や従来型の勤務体制の見直し等による女性・シニア等の人材確保・定着に向けた取組を支援する。また、2019年(平成31年)4月に施行される「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)」に基づき、宿泊

業における外国人材の採用、活用、維持等が円滑に進むよう、雇用環境整備のための調査やセミナー、外国人材向け教材作成等の実施、外国人材と受入宿泊施設の双方にとって有益な情報を一元的に発信するウェブサイトの作成等、外国人材受入環境整備のためのプラットフォーム構築に取り組む。

また、地域の観光産業を支え、旅行者の多様なニーズに応える人材を育成するため、2018年度(平成30年度)の事業の成果や実績を踏まえ事業を推進することで、専修学校と産業界・行政機関等からなる機動的な産学連携体制の整備の推進や手法の開発をするとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の充実を図る。

d) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特別区域会議において、関係地方公共団体からの提案に基づき、上陸許可基準の代替措置について関係府省庁が一体となって協議・検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野において、クールジャパン外国人材の一層の受入を図る。

(11) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

a) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

旅館、ホテル等宿泊施設におけるインバウンド対応を支援(Wi-Fi環境整備、多言語対応等に係る整備事業に要する経費の1/3を補助(上限150万円))することにより、訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を通じて、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

b) 多様な宿泊サービスの提供促進

業界団体や宿泊事業者、OTA(Online Travel Agent)に対し、2018年度(平成30年度)に構築した旅館に関するFAQサイトの周知を図るとともに、効果検証で得られた情報を共有する。また、宿泊施設のインバウンド対応促進支援(Wi-Fi環境整備、多言語対応等に係る整備事業に要する経費を支援)を行う。

c) 海外ホテル事業者等の日本進出支援

日本貿易振興機構(JETRO)において、海外及び既に日本に進出している外資系の有望な観光関連企業(LCC、ホテル、ツアーオペレーター等)に対する、市場情報や日本企業とのビジネス機会等の提供及び地域の情報発信や企業招へい等地方公共団体との連携による誘致活動を通じて、日本への進出・事業拡大を支援する。特に、現状訪日外国人旅行者数が少ないもののポテンシャルを有する地域への進出に向け、外資系企業との連携・協業に意欲のある地方公共団体との連携による誘致活動を強化する。

d) 宿泊施設のバリアフリー化推進

旅館、ホテル等宿泊施設の客室や共用部のバリアフリー化支援及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据えた、バリアフリー客室に関する情報収集やバリアフリー情報発信の促進等により、高齢者・障害者等を含めた訪日外国人旅行者の滞在時の快適性向上を図り、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進する。

(12) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたユニバーサルデザインの推進

a) 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく施策の展開

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会会場や観光施設と周辺の駅を結ぶ道路について、都・区等と連携して重点整備区間のバリアフリー化を推進する。

また、アクセシブルルートに係る鉄軌道駅をはじめとする同大会関連駅について、国際パラリンピック委員会 (IPC) が承認した「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえ、エレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を重点支援する。

さらに、2018年度(平成30年度)に作成した、様々な移動制約者に対する接遇にあたっての基本理念の理解と障害の特性に応じた接遇技術の基本について盛り込んだ交通事業者向け接遇研修モデルプログラムを普及・促進し、交通事業者の行う研修の充実と接遇の向上を図る。

b) ユニバーサルデザインの街づくり

①ユニバーサルデザインの街づくりの推進

2018年(平成30年)11月及び2019年(平成31年)4月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第32号)」及び関連施策の着実な実施を図り、ユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーを推進する。

②道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路を追加指定し、全国の主要鉄道駅や観光地周辺等の道路のバリアフリー化を推進する。

また、交通結節点整備に併せて、待ち合わせ空間等、利用しやすい道路空間の整備を促進する。また、高速道路のサービスエリア、「道の駅」における子育て支援施設の整備も促進する。

さらに、鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化を図るもので、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく移動等円滑化促進方針又は基本構想に位置付けられた地区、もしくは国土交通大臣が指定する特定道路を対象に重点支援する。

③多機能トイレの正しい利用の推進

多機能トイレをはじめとするトイレの利用に係るマナー向上に向けて、公共交通事業者や障害者団体等と連携しながら、多機能トイレの利用マナーの啓発を行うポスターやチラシを活用したキャンペーンを実施するとともに、「バリアフリー教室」においてトイレ利用のマナー向上を啓発するなど、「心のバリアフリー」を意識しつつ、多様な利用者がそれぞれのニーズに応じたトイレを円滑に利用できるようトイレ環境の整備を図る。

④観光スポットにおけるバリアフリー化の推進

高齢者、障害者等である訪日外国人旅行者が我が国を安心して旅行できる環境を整備するため、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、当該観光地等を代表する観光スポットにおけるバリアフリー化を推進する。

⑤観光地のバリアフリー情報提供の促進

観光地のバリアフリー情報提供の促進に向け、「観光地におけるバリアフリー情報提供のためのマニュアル」の普及を図る。

⑥鉄道におけるバリアフリー化の推進

「鉄道における車椅子利用環境改善に向けた実務調整会議」のとりまとめを受け、予約時の利便性向上等、車椅子利用環境改善に向けた取組を推進する。

⑦図柄入りナンバープレート制度の活用

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの普及を促進するとともに、同ナンバープレートの寄付金を活用したUD(ユニバーサルデザイン)タクシー等の整備促進・利便性向上を推進する。

⑧道路案内標識改善の推進

北海道、宮城県、福島県、茨城県、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県及び静岡県の各道路標識適正化委員会において策定した「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、大会までの標識の改善完了に向け、施設周辺エリア、主要な観光地、これらを結ぶ直轄国道等において、英語表記改善、路線番号の活用、ピクトグラム・反転文字の活用、通称名表記・文字サイズ拡大、歩行者系標識の充実等による道路案内標識の改善を推進する。

c) ユニバーサルツーリズムの促進

高齢者、障害者等の旅行の利便性向上を目的に、宿泊施設のバリアフリー情報の発信や相談対応等を行う地域のバリアフリー旅行相談窓口の増設に向けた事業を行う。

d) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

ユニバーサル社会の構築に向け、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ化等を推進し、民間事業者等がICTを活用した多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境整備を推進する。また、地域の特性を踏まえ、歩道の幅員や段差、階段の有無等の情報を、防災、観光等の他用途への利用を検討するとともに、訪日外国人旅行者や高齢者・障害者等を含めた人々を対象としたナビゲーション等の実証を行う。

e) 障害者の芸術・文化活動支援

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」に基づき2019年(平成31年)3月に策定した「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」の下、障害者の文化芸術活動の充実に向けた支援に取り組み、障害の有無にかかわらず、全ての人が文化芸術に親しみ、才能や個性を生かして活躍することのできる社会を築いていく。

(13) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

a) 地方における消費税免税店数の増加

地方における消費税免税店数を2019年度(令和元年度)に2万店へ増加させる目標の達成に向けて、事業者等への免税店化の働きかけ等の取組を進め、免税店の拡大に取り組む。また、2020年(令和2年)4月より施行される免税販売手続の電子化の円滑な実施に向けて、事業者への周知徹底や必要となるシステム開発等を推進する。

b) 商店街等に対する支援

中心市街地において、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援する。また、商店街において、地域と連携し、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために行う、免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語化といった商店街の環境整備等について、消費の喚起につなげる取組に対して支援を行う。

c) 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

民間企業が実施している優れた地方産品を約500品目選定する「The Wonder 500」事業の実施に協力する。同事業事務局が実施する事業を通じて日本の地域資源の海外への発信や訪日外国人旅行者の消費につなげる。

d) 伝統工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

地方公共団体等と連携しながら訪日外国人旅行者等呼び込み、製造現場等の見学・製作体験を通じて魅力を体感してもらうことで、訪日外国人旅行者等の興味関心や購買に繋げる。また、伝統的工芸品の広報強化を通じ、外国人目線での魅力発信等を行い、インバウンド対策を通じた海外展開への取組を支援する。(外国人受入可能な伝統的工芸品産地は2019年(平成31年)2月末現在で57箇所まで拡大)

e) 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

関税、酒税、たばこ税及び消費税の免税を受けることができる保税売店について、これまで羽田空港、成田空港及び福岡空港内のカウンターで商品引渡しが行われる店舗が開業するなど市中展開が進んでいるところ、引き続き保税売店で販売した商品の引渡しが可能な空港内カウンターの利便性の向上を図る。

f) 消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進

観光地の目指すべきビジョン及びビジネスモデルを含んだマスタープランについて、2018年度(平成30年)の成果をウェブサイトに掲載することで周知し、水平展開を促進する。あわせて、マスタープランの発展版として、ICTを活用し、観光客の利便性を高めるとともに、地域の生産性、持続性を高め、高い国際競争力を持った観光リゾート地を形成するための「スマートリゾート戦略」を策定し、国内観光リゾート地の更なる高度化につなげる。

第2節 交通機関

1 主要施策

「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成30年法律第15号)」に基づき、多言語対応(英語、中国語、韓国語等)や無料Wi-Fi、キャッシュレス対応等を整備する。地方鉄道等では整備を促進し、2019年度(令和元年度)中に少なくとも100線区、2021年(令和3年)までに300線区を抜本的に改善する。これに加えて、世界水準の交通サービスの実現に向けて、2019年度(令和元年度)中にほぼ全ての新幹線車両で無料Wi-Fiを整備するとともに、ジャパン・レールパスについて海外からのインターネット予約を可能とするほか、鉄道車両における大型荷物

置き場の整備、鉄道駅等における観光客の移動等円滑化に取り組む。また、新幹線における異常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語（英語、中国語、韓国語等）による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。さらに、2020年（令和2年）までに新幹線トンネルの全区間において携帯電話が利用できるようにするとともに、在来線トンネルについても対策を実施する方策について検討し、2019年（令和元年）夏頃までに結論を得る。

地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、スマートフォンを活用して鉄道やバス等を一体的に検索・予約・決済できるサービスを提供するMaaSについて、多言語対応やサブスクリプション（定額制サービス）の導入等、外国人目線での実装を推進するとともに、観光施設におけるインターネット予約・決済対応の促進を図り、交通サービスと一体で提供する観光型MaaSの実現を図る。また、自家用有償旅客運送の導入の円滑化、タクシーの相乗りの導入等により、地方の観光地までのアクセス（バス、タクシー、レンタカー等）を確保・充実する取組を推進する。

2 関連施策

(1) 「地方創生回廊」の完備

a) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用

① 「ジャパン・レールパス」の購入環境整備

国内販売箇所が59駅79箇所に拡大した「ジャパン・レールパス」について、インターネット予約を可能にするなど訪日外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する。

② ICカードの導入等による地方誘客促進

2018年度（平成30年度）の取組を踏まえつつ共通乗車船券等の造成と併せ、その販売に際しては旅行者のニーズに即した外国語による効果的な情報発信やプロモーションを行うほか、共通乗車船券等のICカード化への支援も行うことで、旅行者にとっても使いやすい地域公共交通の実現を促進し、観光地周辺での交通の充実を図る。

訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進するため、訪日外国人旅行者向けの企画乗車券の造成・販売や、「Welcome Suica」及び「PASMO PASSPORT」をはじめとした、訪日外国人旅行者向けのICカードの導入を促進する。

③ 新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

新幹線全駅（108駅）の観光拠点としての機能強化を図るため、地方運輸局と連携し、地方公共団体、観光協会、関係鉄道事業者等の調整等により、日本政府観光局が実施している外国人観光案内所としての上位の認定の取得、主要新幹線駅を中心とした手ぶら観光カウンターの設置等を促進する。

④ 交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化

多様な交通モードが選択可能で利用しやすい環境を創出し、人と物の流れや地域の活性化を促進するため、集約交通ターミナルの戦略的な整備、サービスエリア、パーキングエリアを活用したバス乗換拠点の整備、地域バス停のリノベーションの推進・整備等により、交通モード間の接続（モーダルコネクト）の強化を引き続き図るとともに、2019年度（令和元年度）は、ETC2.0の位置データ等を活用した高速バス運行支援システム等の検証結果を踏まえ、「バスタ新宿」を中心に民間事業者による導入拡大を支援する。

⑤「高速道路ナンバリング」の整備推進

訪日外国人旅行者をはじめ、全ての利用者に分かりやすい道案内を実現するため、高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」を導入し、ナンバリング対応標識の2020年(令和2年)概成に向け、全国の高速道路等において整備を推進する。

⑥道路案内標識における英語表記改善

道路案内標識について、鉄道駅やバスターミナル等の交通結節点において他の機関が設置する案内看板と連携した案内標識の設置、歩道に設置された道路案内標識を中心に英語表記の改善・充実を図る。また、先行的に道路案内標識の英語表記を進める全国の主要観光地49拠点については、点検の結果改善が必要とされた標識の改善完了に向け、整備を推進する。

また、道路案内標識と国土地理院が公開した英語版地図(2.5万分の1等)における道路関連施設や山等の自然地名の英語表記の整合を図るため、各都道府県の道路標識適正化委員会において観光関係者を含む関係機関との調整を実施する。

⑦交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示することにより、旅行者にとって観光地への分かりやすい案内となるよう、標識の改善を全国的に推進する。

⑧規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

訪日外国人旅行者をはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者にも悪影響を及ぼさないと認められる航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」により、旅客船事業における新規参入の促進や新規航路開設等、新サービス創出の支援を行う。

また、国家戦略特別区域内において自家用有償観光旅客等運送事業を適切に活用し、過疎地域等での観光客を中心とした移動ニーズに対応する取組を進める。

b) 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実

高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、乗降自由な訪日外国人旅行者向け周遊定額パス等の企画割引について、利用状況の分析等を行い、充実を図る。

c) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装の推進

中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスについて、自動運転に対応した道路空間の確保やビジネスモデルの構築のため、長期間(1~2箇月程度)の実証実験を中心に実施する。

d) 訪日外国人旅行者のレンタカー利用時における安全性及び利便性の向上

急増する訪日外国人旅行者のレンタカー利用による事故を踏まえ、外国人レンタカー利用の多い空港周辺から出発するレンタカーを対象に、ETC2.0の急ブレーキデータ等を活用して、外国人特有の事故危険箇所の特定制やピンポイント事故対策を講じるなど、各地域での課題を踏まえ、ビッグデータを活用した実験・実装を推進する。

また、訪日外国人旅行者が運転するレンタカーによる交通事故が増加していること等を踏ま

え、関係機関・団体と連携し、安全運転啓発動画の活用等により訪日外国人旅行者に対する我が国の交通ルール等に関する広報啓発活動を実施する。さらに、訪日外国人旅行者がレンタカー等を運転する際に必要となる外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、関係機関等と連携しつつ、利便性の向上を図る。加えて、訪日外国人旅行者がストレスなく快適にレンタカーを利用できる環境を実現させるため、2019年度(令和元年度)中に、多言語対応のドライブ支援アプリを開発し、訪日外国人旅行者に必要な情報を提供するとともに、ドライブモデルルート等について紹介したドライブマップを日本全国で作成する。

e) 道外事業者との連携による北海道での観光列車の充実

2019年度(令和元年度)及び2020年度(令和2年度)に、JR北海道が道外事業者の協力を得て、期間限定で観光列車を運行する取組について、その効果・課題を検証する。

f) 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

2018年度(平成30年度)に策定した「外国人観光旅客を対象とした地方部における鉄道利用促進に向けたガイドライン」を交通事業者・地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO)等に周知し、滞在コンテンツ造成、観光列車の導入支援、観光型MaaSの導入、日本政府観光局と連携したプロモーション、受入環境整備の支援を通じて、地方鉄道事業者のみならず地方公共団体・観光地域づくり法人等の沿線関係者が一体となった地域への誘客促進を図る。

g) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

地域の多様な主体の連携により、地域の新しい観光コンテンツや夜間の観光コンテンツの開拓とあわせて、地方の観光地までの2次交通の充実・創出を推進するなど、訪日外国人旅行者の面的な周遊を可能にする交通アクセスの確保等に取り組む地域を支援する。

h) 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

観光客への2次交通の充実に対応する観点から、自家用有償旅客運送の輸送対象として観光客を明確化することを検討する。

i) 北方領土隣接地域への訪日外国人旅行者の周遊促進

北方領土隣接地域の観光振興を図るため、訪日外国人旅行者のドライブ観光の促進に資する観光情報に関連する交通安全、災害時対応等に係る情報を効果的に発信し、周辺地域と連携した広域的な訪日外国人旅行者の周遊を促進する。

(2) 公共交通利用環境の革新

a) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

① 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の促進

JR各社の新幹線・在来線特急の海外インターネット予約について、インターネット予約環境の一層の充実やキャッシュレス化を推進する。

② 経路検索に必要な情報整備の促進

新たに追加したリアルタイム情報(動的情報)を含めた「標準的なバス情報フォーマット」の更なる普及促進を図るとともに、交通事業者のデータ入力等に係る負担軽減の方策を講ずるこ

とで、経路検索に必要な情報の整備を促進する。

③都市交通ナンバリングの充実

訪日外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよう、観光地までの移動円滑化等を図るため、首都圏、中京圏、近畿圏、北部九州圏等で導入が進んでいる鉄道駅のナンバリングについて、他の都市部及び地方部においても展開を進め、更なる訪日外国人旅行者の利便性の向上を図る。

全ての利用者に分かりやすいバス系統案内を実現する観点から、2018年(平成30年)10月に策定した「乗合バスの運行システムのナンバリング等に関するガイドライン」について、各地方運輸局等を通じて事業者や地方公共団体等の関係者へ周知を図る。

④世界水準のタクシーサービスの充実

利用者が低廉な料金で移動することを可能とするため、ITを活用しタクシーの相乗りの導入を検討する。また、日本の配車アプリの多言語化を進めるとともに、日本のタクシー配車アプリと海外配車アプリの連携を強化し、訪日外国人旅行者が母国と同じようにタクシーを利用できる環境を整備する。さらに、外国語対応ドライバーの採用・育成や多言語タブレット等の活用を促進するとともに、キャッシュレス決済への対応を推進することで、言語・決済に不安なくタクシーを利用できる環境を整備する。加えて、言語・決済に不安なく利用できるタクシーの車体表示等の見える化を検討するとともに、空港・主要駅における訪日外国人旅行者対応タクシー乗り場・入構レーンの設置等により、空港・主要駅での利用環境の向上を図る。

⑤ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バリアフリー化したタクシー車両の導入を促進する。特に、UD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行う。

⑥プライベートリムジンの導入環境整備

訪日外国人旅行者等をターゲットにした「プライベートリムジン」を全国で実施するために必要な環境整備を行う。

b) 手ぶら観光の推進

2018年度(平成30年度)末に296箇所で開催されている手ぶら観光カウンターについて、訪日外国人旅行者が利用できる「まちなか」での手ぶら観光カウンター(免税品の海外直送サービスが可能な手ぶら観光カウンターも含む。)の設置を促進するとともに、手ぶら観光サービスのICT化等による利用しやすい快適なサービス環境の実現を図り、訪日外国人旅行者の利用を約15万個/月(2018年(平成30年))から、約20万個/月(2019年(令和元年))に拡大する。

c) 新幹線の無料Wi-Fi環境等の整備促進

訪日外国人旅行者のニーズが高く、移動時間中の情報収集に有意義な鉄道車両の無料Wi-Fiサービスについて、2019年度(令和元年度)中にほぼ全ての新幹線車両での整備を完了するとともに、訪日外国人旅行者の利用が多い在来線特急でもサービスの提供を拡充する。また、新幹線車両等のトイレの洋式化や大型荷物置き場の設置を促進する。

d) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

地方部への訪日外国人旅行者誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応（英語、中国語及び韓国語）、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進めるなどにより、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。地域鉄道等の公共交通機関の利用環境について、2019年度（令和元年度）中に少なくとも100線区、2021年度（令和3年度）までに全国300線区を抜本的に改善する。また、2018年（平成30年）4月に施行された「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第15号）」に基づき、観光庁長官が指定した区間において事業を営む公共交通事業者等による外国人観光旅客利便増進実施計画を2019年（令和元年）5月中にとりまとめ、公共交通事業者等の計画的なインバウンド対応を促進する。加えて、同年度末には必要に応じて指定区間や計画の見直しを実施することで、2020年度（令和2年度）以降の継続的対応を促す。

e) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ（FF-Data）の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ（FF-Data）を整備し、地方公共団体等に提供する。また、旅行者の属性情報の追加等、高度な分析に資する情報を付加することでデータ内容の拡充を図り、更なる交通環境等の整備を促進する。

f) 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

全国で相互利用可能な交通系ICカードの導入促進を図るとともに、多様な決済手段の導入を進めることにより、公共交通のキャッシュレス化を推進する。

g) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

増加する訪日外国人旅行者の貸切バス需要に対応するため、貸切バスの臨時営業区域の特例措置について、同制度の利用状況や事故状況等の実態把握を行い、必要に応じた制度の見直しを検討する。また、貸切バスの安全コストを阻害する過大な手数料等による実質的な下限割れ運賃の対策を強化する。

また、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施するとともに、実施状況については検討委員会でフォローアップを行う。

h) 外国人目線での観光型MaaSの実装の推進

地方の観光地までの移動を一つのサービスとして捉え、複数モード・事業者をまたぐ場合においても、スマートフォンを活用して検索から予約・決済までのサービスを一括で提供するMaaSについて、多言語対応やサブスクリプション等、外国人目線での実装を推進し、訪日外国人旅行者の回遊性の向上や観光体験の拡大・向上を図る。

i) 先端技術を活用した新たな乗車決済環境の整備の促進

旅行者目線での快適な鉄道乗車サービスを実現するため、スマートフォン等を使用した新たな乗車決済環境の整備を促進する。

j) 新幹線トンネル内等における携帯電話利用環境整備の推進

新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間について、2020年(令和2年)までの解消を目指すとともに、在来線については、2022年度(令和4年度)までに輸送量の90%以上を占める路線区間のトンネルについて携帯電話を利用できる環境の整備を促進する方策について、民間事業者の経営状況等も踏まえて検討を行い、2019年(令和元年)夏までに結論を得る。

(3) 非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

新幹線における非常時の訪日外国人旅行者向けの情報提供について、多言語(英語、中国語及び韓国語)による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等により、各事業者共通かつ十分な水準での実施を確保する。

また、「全国主要空港における大規模自然災害対策に関する検討委員会」での議論も踏まえ、災害発生時等の非常時においても、空港利用者が適切に情報を収集し、安全に避難し、場合によっては安心して空港内に滞在できるよう、非常時の空港における情報提供の充実を図る。

(4) 空港アクセスの改善

a) 空港アクセスの利便性向上

運賃の柔軟な設定、運行計画変更の提出期間の短縮が可能となる国家戦略特別区域内の空港を発着地とする空港アクセスバス事業の導入により、今後更なる増加が予想される観光・ビジネス需要に対応した空港アクセスの利便性の向上を図る。

b) 新千歳空港アクセス鉄道のサービスの改善に向けた取組

北海道観光の最大の玄関口である新千歳空港のアクセス鉄道(快速エアポート)について、車内のWi-Fi環境整備等により、インバウンド対応の改善を図る。また、利便性向上のため、2020年(令和2年)春のダイヤ改正において、運行本数をこれまでの毎時4本から5本に増加し、輸送力の増強等を図る。

(5) 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第1節2(12)b①

b) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシー車両のバリアフリー化を促進する。特に、空港アクセスバス(リフト付きバス等)やUD(ユニバーサルデザイン)タクシーについて必要な支援を行うとともに、貸切バス(リフト付きバス等)についても新たに支援を行う。

c) 空港におけるバリアフリー化の推進

航空旅客ターミナル施設について、引き続きバリアフリー化に向けた取組を推進する。

第3節 文化財・国立公園

1 主要施策

訪日外国人旅行者が文化財、国立公園を本当の意味で楽しめるよう、歴史的背景などが訪日外国

人旅行者に伝わる多言語解説を行うこととし、2020年(令和2年)までに、観光資源としての価値が高い世界文化遺産18地域、国立公園34公園を含む100地域以上の多言語解説を抜本的に改善する。

2 関連施策

(1) 文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

博物館を中核とした文化クラスターの創出に向けて、訪日外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信等を支援するほか、博物館における多言語対応を進める。特に東京国立博物館においては、従来以上に外国人目線に立った多言語対応の充実に取り組む。

また、観光資源としても極めて有効な文化財について、先進的・高次元な多言語解説を観光施策と連携させつつ整備する。これらの取組を通じて、訪日外国人旅行者が文化財の魅力を十分に感じ、楽しめるような環境整備を、2020年度(令和2年度)までに着実に進める。

(2) 国立公園における多言語解説の整備、充実

国立公園の多言語解説を外国人利用者目線で魅力あるものとして充実させ、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度を向上させるため、「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的、集中的に取組を実施する8つの公園を重点対象としつつ全34国立公園を対象に、観光庁事業と連携して国立公園に関連する英語解説文を整備しつつ、利用者ニーズを踏まえ、ICT等の先進的技術を活用した多言語対応の媒体化により一体的な整備や魅力発信を行う。

(3) 地域観光資源における訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説の整備促進

2018年度(平成30年度)からの継続支援を含め、世界文化遺産全18件、国立公園全34公園を含む100地域程度において、訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、歴史的な背景等を含んだ魅力的な英語解説文を作成し、より地域が実践しやすい解説文作成のノウハウをとりまとめ、地域における多言語解説整備を迅速に展開していく。

第4節 農泊

1 主要施策

2020年(令和2年)までに全国500箇所(箇所)の農泊地域で利用者のニーズに応じた多言語対応(英語、中国語、韓国語等)、無料Wi-Fiの整備等を実施する。

2 関連施策

農山漁村において、持続的なビジネスとして「農泊」に取り組む地域を2020年(令和2年)までに500地域創出することに向け、意欲のある地域を対象に、実施体制の構築、多言語案内や無料Wi-Fiの整備等インバウンドの受入環境整備、利用者のイメージする「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験等のコンテンツの充実等への支援を実施する。また、国内外の旅行者等に対し地域の魅力を戦略的かつ効果的に発信するための日本政府観光局と連携した取組や、農泊に取り組む地域の自立化に向けた経営セミナーの開催等への支援を実施する。

第2章

地域の新しい観光コンテンツの開発

第1節 文化財

1 主要施策

「日本博」の開催を契機とした観光コンテンツの創出、「Living History」(文化財について、歴史的な出来事や当時の生活を再現する新たなコンテンツを開発)の取組への支援、VR等の先端技術を駆使した空港等における日本文化の魅力発信等により、訪日外国人旅行者が我が国の文化を楽しみ、地域の消費拡大に資する取組を全国各地で実施する。

2 関連施策

(1) 地域の文化財の一体的整備・支援

a) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」や「文化経済戦略」を踏まえつつ、日本遺産、歴史文化基本構想や文化財保存活用地域計画をはじめとする地域の文化財を一体とした面的整備等の取組を1,000事業程度実施し、文化財を中核とする観光拠点を全国で200拠点程度整備する。また、2019年(平成31年)4月に施行される「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第42号)」に基づく地域における文化財の総合的な保存・活用の取組への支援を充実する。さらに、文化財について先進的・高次元な多言語解説を、2020年度(令和2年度)までに着実に進める。加えて、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものにする「Living History(生きた歴史体感プログラム)」や、文化財磨き上げ事業における2018年度(平成30年度)の好事例を横展開し、事業の充実を図る。

文化財保護制度の見直しを踏まえ、地域の文化財について、指定・未指定を問わず、その周辺環境も含めて一体的に保存・活用を図るため、地域の文化財の総合的な保存活用に係る計画の策定を支援し、策定した地方公共団体等が実施する情報発信等の取組について支援する。また、日本遺産について、2020年(令和2年)までに100件程度認定するほか、地域のニーズにあった専門家の派遣の拡充による地域活性化の支援や、メディアや民間企業を巻き込んだ日本遺産全体のPRイベントの開催等による認知度の向上、先進事例の共有等の取組を拡充することで、日本遺産による地域の活性化・観光振興を更に促進する。さらに、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものにする「Living History(生きた歴史体感プログラム)」や、文化財磨き上げ事業における2018年度(平成30年度)の好事例を横展開し、事業の充実を図る。

b) 適切な修理周期による修理・整備等の促進

国宝、重要文化財建造物、美術工芸品、登録有形文化財建造物及び重要伝統的建造物群保存地区の建造物について、適時適切な保存修理等を実施するとともに、防災施設整備や耐震対策の充実を図ることで、その価値を損なうことなく次世代へ継承するとともに、観光資源としての活用も図る。また、修理の機会をとらえた現場の公開や解説設備の充実等を促進するとともに、修理による文化財の魅力向上等の成果を文化庁ウェブサイト等を用い広く情報発信する。

c) 観光資源としての価値を高める美装化等への支援

国宝、重要文化財及び登録有形文化財の美装化を重点的に図る事業を実施するとともに、重要

伝統的建造物群保存地区においても公開活用整備を進め、ハンドブック(事例集)も活用しながらユニークベニュー等の観光利用促進を図る。また、文化財の特性に応じてバリアフリー化を促進し、快適性や安全性を高める。

d) 文化財の観光資源としての魅力を磨き上げ、巧みに発信できる人材の育成

文化財の適切な保存・活用とともにその観光資源としての魅力を磨き上げ、巧みに発信できる人材を育成するため、全国の地方公共団体の文化財担当者等を対象とし、事例紹介を含めた研修講座を観光振興の観点から充実させる。また、「博物館ネットワークによる未来へのレガシー継承・発信事業」においても、観光振興に関する学芸員等の研修プログラムを実施する。

e) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの充実

試行的に取り組んでいる「文化情報プラットフォーム」について、民間企業等との連携を積極的に進め、全国各地の文化プログラムや文化施設に関する情報の拡充を図るとともに、外部サイトとの連携等を推進し、国内外への発信力を一層強化する。

f) 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

美術館、博物館における観覧者の満足度を向上させるとともに、観光拠点化を推進するため、参加・体験型教育プログラムの充実や障害者を対象とした鑑賞支援の推進、ニーズを踏まえた開館時間の延長等の充実(国立美術館・博物館は、毎週金曜日及び土曜日は20時まで、うち東京国立博物館は毎週金曜日及び土曜日は21時まで、国立西洋美術館はゴールデンウィーク、7月～9月の金曜日及び土曜日、毎月のプレミアムフライデーは21時まで開館、ライトアップ等開館時間に合わせた事業等)を図る。

また、2018年(平成30年)に独立行政法人国立文化財機構に開設した文化財活用センターにおいて、民間との連携を強化し、高精細複製品やVR等の高度な技術を用いた文化財活用、国立博物館の収蔵品貸与促進、文化財のデジタル資源化の推進、文化財の保存等に関する相談・助言・支援、ファンドレイジング活動等の事業を展開するとともに、利活用を促進する。

g) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

訪日外国人利用者数の多い空港等の効果的な公共空間で日本が誇るVR・AR等の先端技術も駆使し、訪日外国人旅行者に幅広い日本文化の魅力を発信する。また、「文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン」を踏まえた文化財VR等のコンテンツ制作を促進し、文化財による地域活性化や観光拠点形成等を目指す。

h) 訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会及び広報の充実

また、独立行政法人日本芸術文化振興会において、外国人のための歌舞伎や能等の鑑賞教室を開催し、外国人向けの体験プログラムや多言語ガイドの実施、字幕等の整備を通じ、訪日外国人旅行者等が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会の充実を図るとともに、更なる集客に向けた広報の充実を図るなど、更なる機能強化に向けた検討を進める。

(2) 文化庁の組織改革等の実施

文化庁について、今後一層の取組強化が求められる地方創生や文化財の活用等、文化行政上の新たな政策ニーズ等へ対応するため、新・文化庁にふさわしい組織改革、機能強化や、文化に関する

施策を総合的に推進するための体制整備を行ったところであり、引き続き文化行政を強化しつつ、遅くとも2021年度(令和3年度)中の京都移転を目指し、京都、東京の分離組織における業務の試行・改善等、準備を進める。

(3) 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

地域の多様で豊かな文化資源を活用した経済活性化、人材育成、まちづくり等に資する取組への支援や、観光拠点形成モデルである3地域(弘前市、丹波篠山市及び長崎市)等の文化財を中核とする観光拠点の整備を推進することで、観光振興・地方創生等に向けた対応を強化するとともに、文化財を活用した観光拠点の好事例を収集し、歴史文化基本構想に基づく観光拠点の整備を進める。

(4) 我が国の文化の国際発信力の向上

地域文化創生本部において、戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応するため、新たな政策課題の実態把握・分析等を行い、我が国の文化の世界への発信・交流への対応を強化する。2019年度(令和元年度)は、大学等との共同研究事業を継続展開し、大学研究者間のネットワーク構築を推進する。

また、「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」(2019年(平成31年)3月閣議決定)に盛り込まれた施策を講じつつ、日本全国で開催されている芸術祭等を充実・発展させた我が国を代表する国際文化芸術発信拠点の形成や、地域の文化芸術資源を活用した計画的な取組を支援する。さらに、海外のフェスティバルへの参加・出展、海外の芸術団体との共同制作等に対し支援することで、我が国の芸術活動の活性化や芸術水準の向上を図るとともに、日本文化の魅力を国内外に発信する。

(5) 世界文化遺産の観光への活用

「地域文化財総合活用推進事業」により、引き続き、世界文化遺産の魅力を幅広い人々に発信するためのウェブサイトやパンフレット等のコンテンツの多言語化、VR、QRコード資料等を活用した情報発信、ガイダンス機能の強化等に資する取組を積極的に支援し、世界文化遺産の所在する地域の活性化・誘客を図る。

(6) 文化芸術資源を活用した地域活性化

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う文化芸術活動への支援を通じて、子ども、高齢者、障害者、訪日外国人旅行者等が実演芸術に気軽に触れることができるよう、バリアフリー・多言語対応等を促すとともに、大学等を活用して文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

(7) 東京国立博物館における来館者ニーズを踏まえた整備等

東京国立博物館において、庭園の開放期間の延長や混雑が予想される特別展の早朝開館等、ニーズを踏まえた展示解説の改善等の快適な鑑賞環境の充実等に向けて、更なる整備等に取り組む。また、国立博物館での同様の取組が展開するよう、横展開を目指す。

(8) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

関係機関と連携して、「日本博」をはじめとする文化プログラムを全国津々浦々で展開する。特に、中核的事業である「日本博」では、自国文化の魅力等の発信・再認識、外国人の訪日・再訪日・地

方への誘客を促進するため、各地域が誇る文化観光資源を年間を通じて体系的に展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを積極的に行い、文化による国家ブランディングの強化、インバウンドの飛躍的・持続的拡充を図る。

(9) インバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備

観光誘客に必要な一定の基準を満たす文化観光拠点に対し、法令上の措置等を検討することにより、日本文化の発信及び観光振興を図る。

(10) 日本美術の名宝の地方展開

地方博物館に対し国立博物館や三の丸尚蔵館等が所蔵する地域ゆかりの名品等の日本美術の名宝を円滑に貸し出すなど、地方博物館による自らの所蔵品を含む地域の特色を生かした展覧会の企画・開催を支援する仕組みを構築し、持続的な地方への観光インバウンド・地方誘客を促す。

(11) 日本美術の海外輸出の促進

訪日外国人旅行者の利便性向上及び古美術品の海外輸出を促進するため、外部機関に古美術品輸出鑑査業務を委託することや、IT技術等の活用を通じてスピーディな審査、手続きの簡素化を目指す。

(12) メディア芸術に関する発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。また、国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

第2節 国立公園

1 主要施策

グランピングをはじめとする多様な宿泊体験の提供に向け、国立公園における民間活用を取組をより一層推進する。また、利用拠点の滞在環境の向上(民間カフェの導入等)、体験型コンテンツの充実、ビジターセンターにおけるインバウンド対応機能強化、利用者負担による保全の仕組み作り、新宿御苑における国立公園の情報発信強化等の取組を推進する。

2 関連施策

(1) 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

a) 国立公園の受入環境整備推進、管理事務所の体制強化等

世界に通用する美しい自然資源を有する国立公園において、訪日外国人旅行者等を含むあらゆる人にとっての快適な利用を促進するため、体験型コンテンツ等の充実や質の向上等を通して受入環境を整備するとともに、ウェブサイト・SNS等のほか、旅行博等の機会も活用し、体験型コンテンツやモデルコースを紹介するなどして、国立公園の利用に関する情報発信を行う。また、地方環境事務所から「自然公園法(昭和32年法律第161号)」の許認可権限の一部を移す国立公園管理事務所について、2018年(平成30年)までに設置した9箇所に加え更に3箇所設置することで手順の迅速化を図るとともに、管理事務所ごとに、国立公園の利用の促進やプロモーションを

行う民間事業者出身の担当者を新たに採用するなど、体制を強化する。

b) エコツーリズムの推進

エコツーリズムを普及・推進するための広報を行うとともに、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツーリズム推進体制の整備、ガイド等の人材育成、自然観光資源を活用したプログラム開発等、地域が実施するエコツーリズムを推進する取組に対して支援を行い、エコツーリズム推進全体構想の認定地域の増加に取り組む。

c) 統一性のある情報提供等の推進及び効率的な利用環境改善

国立公園において、デザイン等の統一を図った多言語標識等による切れ目のない誘導案内や早急な対応が必要な自然災害等に係る情報提供の多言語化を進めるとともに、ユニバーサルデザインに対応したトイレ等の整備や公園施設の長寿命化対策の強化をICTの活用により効率的に行う。また、直轄野営場においてPPP/PFIの導入による効率的なサービスの向上を図る。

(2) 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

「国立公園満喫プロジェクト」において、先行的・集中的に取組を実施する8つの公園ごとに国立公園を中心とした広域観光も視野に入れたマスタープランとして策定された「ステップアッププログラム2020」に基づき、民間事業者の知恵や資金を最大限活用し、国立公園に訪日外国人旅行者を呼び込むための以下の4つの取組を実施する。また2020年(令和2年)までに外国人国立公園利用者数1,000万人の目標に向け、選定した8公園で得られた知見を他の公園への水平展開を継続するとともに、満足度や消費額等の「質」に着目した指標による評価を行う。

a) 自然満喫メニューの充実・支援

「ステップアッププログラム2020」に基づき、マリモツアール等自然や温泉を生かした体験型コンテンツの充実、質の高いガイドの育成、ビジターセンターや休憩所等の公共施設への民間ツアーデスクやカフェの設置、自然保全コストの一部を利用者に負担を求める仕組みの導入に向けた実証実験等の取組の拡大を、地域協議会構成メンバー、自然環境に知見を有する研究者、サービス提供にノウハウを有する民間事業者等多様な主体と連携しつつ実施する。

b) 上質感のある滞在環境の創出

「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然を満喫できるグランピング事業の拡大に向けたモデル事業等の実施、多様化するホテル経営手法に対応した国立公園内での事業実施基準の明確化等を行う。

c) 海外への情報発信強化

関係省庁等との連携の下、日本政府観光局グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトのコンテンツを拡充するとともに、民間との連携によるアクティビティの予約が可能な利便性の高い情報ウェブサイトとして改修し、このウェブサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力在海外に情報発信する。

d) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

選定した8つの国立公園ごとに設置した、関係省庁、関係地方公共団体、関係団体等からなる地域協議会において、2018年度(平成30年度)に改訂した「ステップアッププログラム2020」に基づき、観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組を推進するとともに、8公園の個々の事例やインバウンド事業実施のノウハウを他の公園に共有するなどして水平展開する。特に、国立公園外も含めた旅行者目線で魅力的な取組の推進に向け、広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業等の国立公園内外にわたる取組との連携を強化する。

(3) 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

新宿御苑を全国の国立公園の一括的な情報発信拠点とし、国立公園への更なる誘客につなげるため、2019年度(令和元年度)中に国立公園に関する先進的な展示設備や案内機能等を設ける。

(4) 野生動物観光のコンテンツづくり推進

訪日外国人旅行者の地域の体験滞在の満足度向上のために、野生動物の保全活動を組み込んだツアーコンテンツ等の作成、インバウンド対応の充実及びそれらツアーのプロモーション活動を支援する。また、これまで非公開であった既存の野生生物保護センターを訪日外国人旅行者にとって魅力的な施設に改修する。

(5) 利用拠点の滞在環境の上質化

再生、活性化を図る国立公園の利用拠点において、国・地方公共団体・民間事業者等地域の関係者が連携してインバウンド増加に資する利用拠点計画を策定するとともに、同計画に基づき、跡地の民間活用を前提とした廃屋の撤去や、インバウンド対応機能向上、地域文化が体感できるまちなみ改善等を有識者の意見も踏まえて同時一体的に実施することにより、利用拠点の上質化を図り、訪日外国人旅行者の体験滞在の満足度向上を図る。

(6) ビジターセンターのインバウンド対応機能強化等

国立公園の自然の魅力やアクティビティ情報等を訪日外国人旅行者に分かりやすく伝えることにより、滞在時間の延長や満足度の向上、リピーターの増加に繋げるため、国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器や最新のデジタル技術を活用した疑似体験プログラム等の導入を行う。

第3節 公的施設・インフラ

1 主要施策

皇居東御苑について、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。また、迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向け、これらを貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施するとともに、2020年(令和2年)4月下旬を目途に迎賓館赤坂離宮前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を新たに開業する。さらに、皇居外苑等の国民公園の一層の魅力向上に取り組む。特に新宿御苑については開園時間を最長午後7時まで延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組む。加えて、三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、地方の博物館・美術館等と連携した展示の拡大を進めるほか、展示スペースの抜本的な拡大等を図るた

め、三の丸尚蔵館の建設工事に着手する(2025年(令和7年)全館開館予定)。このほか、首都圏外郭放水路などにおけるインフラツーリズムを推進する。

2 関連施策

(1) 我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設の公開・開放

a) 迎賓館赤坂離宮(東京都港区)

迎賓館赤坂離宮においては、2018年度(平成30年度)に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、フランス語、スペイン語を追加して6箇国語対応(日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語)となった音声ガイドを周知・活用する。さらに、Twitter等を用いた一般公開の広報のため、新たに制作した迎賓館PR動画(日本語及び英語)を活用する。加えて、2018年度(平成30年度)にモデル事業として実施した迎賓館を貸し切って行う特別ガイドツアーを計画的に実施する。

また、迎賓館赤坂離宮前の公園に、迎賓館の魅力を内外に発信し、観光の呼び水となるカフェ及び休憩機能、トイレ等を有する施設を整備し、2020年(令和2年)4月下旬の完成・運用開始を目指す。

さらに、迎賓館赤坂離宮の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、2018年度(平成30年度)に引き続き、実施事例の積み重ねを行うほか、ユーザーに分かりやすい情報提供に努める。

b) 京都迎賓館(京都府京都市)

京都迎賓館においては、2018年度(平成30年度)に引き続き、国賓等の接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施する。また、Twitter等を用いた一般公開の広報のため、新たに制作した迎賓館PR動画(日本語及び英語)を活用する。さらに、同年度に実験的に開始した迎賓館にゆかりのある講師が日本の伝統技能や文化に関する講演やガイドツアーを行う「京都迎賓館文化サロン」を計画的に実施する。

また、運用を開始した5箇国語対応(日本語、英語、中国語、韓国語及びフランス語)の参観アプリを周知・活用する。

さらに、京都迎賓館の魅力の内外への発信や国有財産の有効活用の観点から、迎賓館の貸出を行う「特別開館」について、2018年度(平成30年度)に引き続き、実施事例を積み重ねる。

c) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする総理大臣官邸及び総理大臣公邸特別見学」について、総理大臣官邸における執務に影響の生じない範囲において毎月2日間(土曜日及び日曜日)実施することとし、特に夏休み期間中の8月は、土曜日及び日曜日を含む9日間実施する。

d) 皇居(東京都千代田区)

引き続き、土曜日の参観、事前予約のほか当日受付を行い、外国人向けに英語ガイド及び中国語ガイドの参観を実施する。1回あたりの参観定員は引き続き500人とする。また、運用を開始した日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイト等を周知・活用する。さらに、乾通りの一般公開について、春季・秋季のそれぞれで実施する。

e) 皇居東御苑 (東京都千代田区)

皇居東御苑については、近年、年間入園者数が急増していることから、開園時間の延長を実施する。また、引き続き、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施するとともに、日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトを周知・活用するなどガイダンスの強化・広報の拡充を行うとともに、英語表記の質の向上に取り組む。引き続き、江戸城模型の展示に向けた準備をし、2019年度(令和元年度)内に展示を行う。

f) 三の丸尚蔵館 (東京都千代田区)

三の丸尚蔵館については、「三の丸尚蔵館収蔵品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会」においてとりまとめられた提言を基に、引き続き、他の美術館・博物館等と連携しつつ、公開の拡充を図るとともに、展示面積の拡大等を図るため、三の丸尚蔵館の整備・建替を行う。

g) 京都御所 (京都府京都市)

引き続き、通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、日本語、英語及び中国語ガイド案内を行う。また、日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトを周知・活用するなどガイダンスの強化・広報の拡充を行う。

h) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮 (京都府京都市)

引き続き、通年で参観を実施し、日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語の参観ウェブサイトの周知・活用を行う。引き続き、桂離宮については、1日当たり24回(総定員480人)のガイド参観(外国人専用の英語ガイド参観を含む。)を行う。また、引き続き、桂離宮については有料(18歳以上1,000円)での参観を行う。

i) 御料牧場 (栃木県塩谷郡高根沢町)

これまでの実施を踏まえ、展示物の充実や地元の地方公共団体と協力し、見学会内容の充実及び地元振興を図りつつ、引き続き年4回地元外からの見学会を実施する。

j) 埼玉鴨場・新浜鴨場 (埼玉県越谷市・千葉県市川市)

引き続き、12回の地元外からの見学会を実施する。また、見学者からの意見を基に、鴨場見学者が見学の際視聴する紹介DVDの作成等の改善を行っており、引き続き、都度改善できるものについては取組を行い、見学会の充実を図るとともに、団体申込みについても実施する。

k) 信任状捧呈に係る馬車列

引き続き、信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には1週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、可能な限り広報時期を更に前倒す(原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。)とともに、宮内庁及び日本政府観光局ウェブサイトに加え広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化する。

l) 造幣局本局 (大阪府大阪市)

貨幣工場の見学における当日受付・事前予約制の併用及び造幣博物館の休日開館(年末年始や展示品入替日等を除く。)を引き続き実施する。また、工場見学における多言語対応による受入

環境の充実や、QRコードを利用した博物館展示品の説明の外国語表示を図る。

m) 首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)

2018年(平成30年)に開始した民間運営による社会実験から得られたデータの分析・検証をもとに、2019年(平成31年)3月から、従来非公開となっていた巨大堅穴の管理用通路やポンプ室を開放し、より深く体感できる3つのコースからなる有料見学会を新たに開催する。なお、見学会は土曜日、日曜日及び祝日を含めて毎日開催(1日当たり定員350人)する。さらに、インバウンド拡大のため、2019年(平成31年)4月以降に訪日外国人旅行者向けの広報資料や放送設備等の充実を図る。

n) 大本営地下壕跡(東京都新宿区)

2020年度(令和2年度)から大本営地下壕跡を市ヶ谷台ツアーの見学経路に組み込むため、2019年度(令和元年度)は、地下壕跡の整備・改修のために必要な工事を行うとともに、展示物やパンフレットの作成等所要の準備を行う。

o) 日本銀行(東京都中央区)

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年(平成28年)6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語、英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。2019年度(令和元年度)においても、これら施策を継続し、その定着を図る。

(2) 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

ダム、橋、港、砂防、歴史的な施設等、世界に誇る土木技術等を周辺自然環境と合わせて観光資源として活用し、地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。また、インバウンドに対応するため、インフラツーリズムのウェブサイトの多言語化や、インバウンド需要が見込める施設でファミリーや受入環境整備等を実施する。

また、歴史的・文化的価値を有し、周辺の風景と調和して美しい景観を生み出している灯台について、地域の観光資源としての活用を図るため、有識者懇談会における議論も踏まえ、地方公共団体による灯台の一般公開事業等の各地域での活用事例の全国展開等を行うとともに、一部の参観灯台の資料展示室の展示方法の改善を行う。

(3) 公的施設の公開・開放についての情報発信

関係府省庁と連携し、日本政府観光局ウェブサイトやスマートフォンアプリ、SNS等において一般に公開・開放されている公的施設・インフラの情報を海外に向けて発信する。

(4) 国民公園の魅力向上

国民公園の一層の魅力向上に取り組む。新宿御苑について、開園時間を16:30までから通常は18:00まで、夏期は19:00までに延長するとともに、旧洋館御休所の開館拡大、民間カフェの導入や夜間イベントでの活用等に取り組むこと等により更に魅力を高める。皇居外苑について、「皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画」を踏まえた事業を実施するとともに、苑内の見どころ等を解説する標識等の魅力的な多言語化に取り組む。京都御苑について、2018年度(平成30年度)の多言語化を踏まえた媒体(標識等)化の取組を進める。

第4節 古民家や城泊・寺泊等

1 主要施策

古民家等のさらなる活用を図るほか、城泊、寺泊等、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツの開拓を推進する。また、健全な民泊サービスの普及を図る。

2 関連施策

(1) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認定都市、農山漁村地域を中心に2020年(令和2年)までに全国200地域で展開するための取組を実施する。

a) 人材支援・育成

① 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトで公表している支援メニュー集の充実、歴史的資源の再生・活用事例集の充実等を行い、広く本取組の情報共有を行う。

また、同チームによる地域からの相談や要望にワンパッケージで対応するワンストップ窓口において、専門家による現地視察や相談者へのヒアリング等の支援(ビークル(中間事業者)の起業支援等)を展開中であり、引き続き地域からの相談や要望に対応し、地域ごとの熟度に応じたオーダーメイドの支援を実施し、新規相談地域の掘り起こし、既存相談地域の継続的なフォロー及び磨き上げを行う。また、同チームのウェブサイトで公開している活用事例集(Q&A)の充実等、より地域に分かりやすい発信を検討する。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

料理人、設計・施工技能者、発地・着地オペレーター等の人材育成や、専門人材・企業リストの作成を関係業界・企業等と連携して引き続き進める。また、歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手育成について、キャッチアップセミナーの開催や研修プログラムの拡充等を行うことで、より実践的な人材を育成する。この他、食に関する課題を持つ農泊地域に、料理人等を派遣するなどにより、地域の食に携わる人材の育成等を行う。

b) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

① 地方公共団体等への情報提供

各都道府県の市長会等の会議や、地方公共団体等向けリーフレットを活用し、本取組の重要性・有用性についての市町村長へのダイレクトの働きかけを継続して実施する。また、全国会議、ブロック会議等の機会を通じて、全ての地方公共団体に周知徹底を図るとともに、地域金融機関や、商工会議所・商工会等関係機関への周知等も行う。

② 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域が抱える障害の把握や解決策の検討

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む意欲のある地方公共団体(重要伝統的建造物群保存地区に指定されている地方公共団体等)・観光地域づくり法人(DMO)に

対して、引き続き、個別にヒアリングを実施するとともに、障害の把握やその解決策の検討を行うなど、地域の取組意欲の維持・向上につなげるために意欲のある地方公共団体・観光地域づくり法人を継続的に支援する。

③歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

重要伝統的建造物群保存地区と観光地域づくり法人(DMO)に対し、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームのウェブサイトを活用することで、取組への意識が高い地域間による関連情報や相互の取組内容の共有を随時図るとともに、リーフレット等を活用し、ウェブサイトの認知拡大を図る。

c) 日本政府観光局による情報発信

日本政府観光局と株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の連携協定等に基づき、古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域に関する情報について、日本政府観光局のウェブサイト、SNS等を通じた海外への発信を強化することにより、地方誘客を図る。

d) 金融・公的支援等の促進

①地域金融機関による金融支援等の促進

地域金融機関が、地域企業の真の経営課題を的確に把握し、その解決に資する方策の策定及び実行に必要なアドバイスや資金使途に応じた適切なファイナンスを提供するといった支援を行うよう促す。

②人的支援等の促進

古民家等活用による観光まちづくりを促すため、3大都市圏の民間企業等の社員を地方公共団体に一定期間派遣する「地域おこし企業人交流プログラム」や、ふるさと納税を通じたクラウドファンディングによる地域おこし協力隊員等の起業支援といった応援制度及びその具体的な活用事例について、地方公共団体職員や地域おこし協力隊員向けの研修等において周知徹底を図る。

③小規模不動産特定共同事業の普及・啓発

クラウドファンディング等の小口資金による空き店舗・空き家・古民家等の遊休不動産の再生を促進するため、2017年(平成29年)12月に施行された「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律(平成29年法律第46号)」により創設された小規模不動産特定共同事業への新規参入予定者の人材育成に係る実務講習等を開催するとともに、ESG等の観点を含め、クラウドファンディング、PREを活用した先進事例となりうる案件について、専門家によるアドバイス等の支援の実施やノウハウの横展開を図る。

④地域密着型企業の起業支援

地域資源・資金を活用した新規性・モデル性の高い古民家等活用事業の立ち上げを支援する(「地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)」)。

⑤重要伝統的建造物群保存地区の建造物の宿泊施設等への活用

重要伝統的建造物群保存地区について、修理・修景、耐震対策、防災対策等に対する支援に

加え、観光振興等のニーズに対応して、公開活用整備も支援する。また、宿泊施設や交流施設等の一体的整備について積極的に支援し、インバウンドの拡大や観光まちづくりの一層の促進に努める。

⑥制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を専門家とともに整理・分析し、金融・公的支援に係る支援を進める。また、支援メニューの発信のあり方について、活用事例を充実するなど、より地域に分かりやすくなるよう検討する。

e) 既存の規制・制度の改革

①建築基準法

「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」(2018年(平成30年)3月16日策定)について、講演会等において引き続き周知を行うことで普及促進を図る。また、2018年(平成30年)6月27日より1年を超えない範囲内において施行される、「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」による既存建築ストックの利活用を促進するための措置について、2019年(令和元年)6月中に開催予定である説明会において周知する。

②都市計画法

地域の実情に応じ、用途変更の弾力化が図れるよう、2016年(平成28年)12月27日に開発許可権者(地方公共団体)に対し、技術的助言を発出したことから国・地方公共団体が参画する担当者会議等において事例を紹介するなど施策を推進していく。

③消防法

建物特性や用途特性に応じて、消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方について整理した資料を、消防本部、事業者等に継続的に周知し、必要に応じて内容を更新していく。

④旅館業法

2018年(平成30年)6月に施行された「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」等に基づき、都道府県等が規制の見直しの趣旨を踏まえて、適切に条例改正等の措置を講じたか、引き続きフォローアップを行うとともに、見直し後の状況や関係者の意見等を踏まえ、旅館業規制の一層の適正化に努める。

⑤規制及び制度の改善

「建築基準法」、「消防法」、「旅館業法」、「文化財保護法」等について、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームに寄せられる地域からの相談・要望の具体的な内容を随時整理・分析し、適時適切に規制・制度の改善を進める。また、現在対応中の地域に対しての新たな改善方策の検討を進める。

(2) 泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツを開拓する取組の推進

城泊や寺泊等の、泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツを開拓する取組を進める。また、各種規

制について、歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームで得られた知見を生かし、円滑な運用等を促進していく。

また、「ステップアッププログラム2020」に基づき、質の高いホテルの誘致、景観改善等の取組を地域協議会構成メンバー及びその他の民間事業者とも連携しつつ実施する。特に、自然を満喫できるグランピング事業の拡大に向けたモデル事業等の実施、多様化するホテル経営手法に対応した国立公園内での事業実施基準の明確化等を行う。

(3) 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

a) 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスへの対応

2018年(平成30年)6月に施行された「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」に基づき、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度の適切な運用により健全な民泊サービスの普及を図るとともに、優良事例の展開等を通じ、地方部を含め良質な民泊サービスの普及に取り組む。

b) 国家戦略特別区域制度を活用した多様なニーズへの対応

国家戦略特別区域における民泊、いわゆる特区民泊について、実施地域の拡大等、制度のより一層の利用促進を図る。

c) 旅館業規制の適正化

2018年(平成30年)6月に施行された「旅館業法の一部を改正する法律(平成29年法律第84号)」等に基づき、都道府県等が規制の見直しの趣旨を踏まえて、適切に条例改正等の措置を講じたか、引き続きフォローアップを行うとともに、見直し後の状況や関係者の意見等を踏まえ、旅館業規制の一層の適正化に努める。

(4) 宿泊施設整備の促進

a) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用推進

宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用を推進する。

b) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

特に、地方公共団体等が行う景観等の整備に係る取組との相乗効果が期待されるエリアにおいて、地域金融機関等と民間都市開発推進機構が連携して設立するまちづくりファンドが、古民家や空き家・空き店舗等をリノベーションして行う宿泊施設等の整備について出資等により支援し、訪日外国人旅行者等の観光客需要へ対応する。

第5節 農泊

1 主要施策

利用者のニーズに対応した「農泊」らしい農家民宿や古民家の整備、農業体験等のコンテンツの充実を図る。

2 関連施策

(1) 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の選定

「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良な事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定し、全国に発信することで、農山漁村の地域住民の意欲・機運を向上させる。2019年度(令和元年度)は、第6回となる選定プロセスを実施し、約20地区を選定することに加えて、より効果的な展開に向けて、ニュースバリューを高めた情報発信や、選定地区の更なるモチベーション向上等を目的とし、選定後も意欲的に取組を続けている地区の表彰等を行うサミットを開催する。

(2) [SAVOR JAPAN] ブランドの魅力発信

農泊(農山漁村滞在型旅行)を推進している地域であって、多様な地域の食とそれを支える農林水産業や特徴のある風土、伝統文化等の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、「SAVOR JAPAN」というブランドとして官民連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する。また、美味しい日本食が食べられるのは勿論、地域の食文化にも触れることができる旅先として、日本政府観光局と連携した海外発信を行うことで訪日外国人旅行者の誘客を強化する。

(3) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第IV部第1章第4節2

(4) インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

訪日外国人旅行者が帰国後も日本食・食材を消費・購入できるように、訪日外国人旅行者に対する観光庁による各種調査結果等の情報を集約し、輸出に取り組む事業者等による海外でのプロモーション、商談会等に活用する。

(5) 農業遺産の観光への活用

世界農業遺産及び日本農業遺産の更なる認知度向上や理解醸成を図るため、日本農業遺産認定証授与式及び認定記念講演会や各種イベントの開催等により、情報発信を積極的に行う。

(6) 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

農泊等と連携した農村地域でのジビエ利用拡大を図るため、ジビエ利用モデル地区の取組の他地域への横展開や、ジビエの需要開拓等に取り組むとともに、ジビエを取り入れた食の魅力や地域観光資源としての活用に向けた普及啓発を行う。また、ジビエ料理・商品を活用した旅行商品の造成が進むよう官民連携して取り組む。

(7) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第IV部第2章第4節2(1)a②

第6節 観光地・交通機関

1 主要施策

ナイトタイム活性化に向けて、夜間のコンテンツを開拓する取組とあわせて、飲食店の夜間営業や公共交通の夜間運行等、多様な主体間の連携により地域ぐるみで夜間観光を促進する取組を推進する。また、移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進する。

地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツであるスノーリゾートについて、多言語対応や設備更新の金融支援等により、国際競争力の強化に向けたスノーリゾート改革を推進する。また、ビーチリゾートの活性化に向けて、海岸管理者と多様な主体が連携し、砂浜利用の柔軟化(通年利用や占用期間の延長等)、防災施設等の平常時の観光客への開放等の取組を推進する。さらに、VR・AR等の最先端技術の導入や、自転車ガイドツアー等、既存の体験型コンテンツに質の高いガイドを組み合わせることで観光資源の付加価値を高め、地域の消費に繋げる取組を全国各地で創出する。このほか、厚生労働省と観光庁が連携し、訪日外国人旅行者を受け入れる共通の医療機関のリストを整備するなど、医療機関における外国人患者の受入れ環境整備を進めるとともに、訪日外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進に取り組む。また、地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入れを推進する。

クルーズ旅客等の満足度向上や消費拡大に向けて、国際旅客船拠点形成港湾をはじめとした寄港地における魅力的な体験プログラムの開発や地元商店街への誘導、クルーズ船社との連携強化等に取り組むとともに、富裕層の誘致に向けたフライ&クルーズの商品開発やスーパーヨットの受入拡大、離島へのアイランドツーリズムの推進等を図る。

2 関連施策

(1) 新たな観光資源の開拓

a) 「楽しい国 日本」の実現に向けたコンテンツの育成

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史、文化だけにとどまらない、新たな観光資源の開拓に関する取組を促進する。

地域での体験滞在の満足度向上やコト消費の拡大のため、「『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議」の提言や2018年度(平成30年度)事業での取組等を踏まえ、同年度事業成果の横展開を図るとともに、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源を更に掘り起こし、磨き上げることで、訪日観光における新たな観光コンテンツとして整備するとともに、VR・AR等の最新技術を駆使した観光を育成する。

b) 地域固有の自然の観光への更なる活用

2018年(平成30年)実施のモデル事業や、「地域の自然体験型観光充実に関する協議会」の結果を踏まえ、地域固有の自然を活用した体験型観光コンテンツの更なる充実に向けて、有償ガイドの活用や他の体験との組合せによる付加価値の向上等を通じた地域の消費額増加に資する訪日外国人旅行者向け自然体験型観光コンテンツの造成・販売手法等の確立に向けた取組を実施する。

c) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供

我が国の生活・文化に触れる体験機会の円滑な提供に向け、地域固有の魅力を伝える地域通訳案内士の育成・活用及び訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説文の作成や新たな情報発信のウェブサイト整備を一層推進し、生活・文化体験型アクティビティの体験機会増加に取り組む。また、生活・文化体験型アクティビティの実態調査によって判明した旅行会社の地方への要望等の調査結果を情報発信し、新たな旅行商品造成を推進する。

d) お祭りの訪日外国人旅行者への開放

お祭りを我が国ならではの体験型コンテンツとして磨き上げるため、開催前中後の各フェーズにおけるコンテンツ開発による消費促進環境の整備や、旅行商品とのパッケージングによる販売プロモーション等について、観光地域づくり法人(DMO)等の地域の関係者が連携して取り組む訪日外国人旅行者受入のモデルケースとなるような取組を実施する。

e) 温泉の観光資源としての更なる活用

「新・湯治推進プラン」に基づき、温泉地全体の療養効果の発信を行うため、温泉地と連携して調査を行うとともに、多様な言語での温泉利用時の注意事項や効用等の情報発信について検討する。また、訪日外国人旅行者の地方誘客や消費拡大を目的に、温泉と地域の自然・食等を組み合わせた体験型コンテンツの充実に向けた取組を進める。

f) ナイトタイムの有効活用

訪日外国人旅行者の地方誘客や消費拡大を目的に、夜間における地域伝統芸能の開催等、我が国ならではの魅力ある体験型コンテンツの拡充等を図る。あわせて、地域での官民連携体制の構築、深夜交通の確保や飲食店の夜間営業等の推進といった受入環境整備を行うとともに、経済的・文化的価値の可視化等により、ナイトタイムエコノミーの観光・文化への寄与度を明らかにし、夜間帯がもつポテンシャルの健全な発展を促進する。

g) モーニングタイムの有効活用

公的施設の早朝開放に関する実態やニーズ調査概要、優良事例を収集して早朝開放の実施を促すとともに民間事業者の優良事例を収集するなど、魅力的な施設の早朝開放や朝型コンテンツの掘り起こし等により朝観光を促進し、潜在的な需要開拓による滞在日数の増加・消費額向上や、需要分散による混雑解消等を図る。

h) 魅力ある癒し体験の提供

訪日外国人旅行者の地方誘客、消費拡大を目的に、魅力ある癒し(Relaxation)体験の推進に向け、癒し(Relaxation)をテーマとして、ターゲット層のニーズに合い、かつ地域一体となった魅力的な体験型コンテンツの造成や、地域の観光資源と組み合わせた取組を実施する。

i) ビーチの観光資源としての活用

訪日外国人旅行者にも魅力的な観光資源としてのビーチの活用に向けて、通年利用やアクティビティの充実を促進するための各種課題を踏まえて、海水浴利用以外の取組、周辺地域における観光資源の活用や、宿泊施設との連携等地域一体となったビーチにおける体験型コンテンツの造成等に係る取組を実施する。

また、国土保全及び人命・財産の防護と合わせて海岸環境を整備し、安全で快適な砂浜利用を更に促進するため、従来より実施している海岸環境整備事業に加えて、「ビーチの観光資源としての活性化に関する協議会」と連携し、ビーチリゾートの創出に向け、工学的・即地的な観点から検討するために海岸関係省庁が設置した「ビーチリゾートの創出に関する技術検討ワーキンググループ」でとりまとめられた「砂浜の利活用の更なる促進に向けて（提言）」に基づき、砂浜を地域の観光・レジャーの核として、砂浜を含む沿岸域の魅力や利用を高めていくための支援を行う「はまツーリズム推進プロジェクト」等の施策を通じて、海岸管理者と多様な主体が連携し、海岸保全上の支障がない範囲において、砂浜利用の柔軟化（通年利用や占用期間の延長等）、防災施設等の平常時の観光客への開放等の取組を推進する。

j) チケット購入環境の整備等による体験型観光の充実

【再掲】第Ⅳ部第Ⅰ章第Ⅰ節2（3）

k) 公共空間や遊休地の有効活用

公共空間や遊休地を多数参加可能な文化芸術演出の場として有効活用するため、プロジェクションマッピング等の屋外広告物によるまちの活性化事例を幅広く収集し、分析・検討するとともに、広場、公園等の公共空間も含めた実施促進に向けた方策の地方公共団体への周知や、文化イベントの実施に関する相談窓口を通じた支援等、柔軟な活用方策を可能とする仕組みを整備する。

l) VR・AR等の最新技術の活用

訪日外国人旅行者の観光体験の満足度向上による消費拡大に向け、VR・AR等の最新技術を活用し、地方誘客を目的とした単純な360度映像の提供にとどまらないVR・ARならではの手法を用いた体験コンテンツの造成、訪日外国人旅行者にVR・AR等を体験してもらう適切なタイミングの検討や、継続的なビジネスモデルの確立に向けた取組を行う。

m) 地域の観光資源を複合的に活用した旅行商品造成の促進

観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界、観光資源を有する地域等が連携し、旅行商品造成に向けた素材研究等を行い、情報発信することで、旅行会社によるスポーツや日本遺産、国立公園等の資源を複合的に活用した魅力的な旅行商品の造成を促進する。

n) 大阪城公園内における日本エンターテインメントの発信拠点の整備

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、大阪城公園内に日本の伝統芸能からポップカルチャーまで幅広く発信する劇場を整備し運用する事業に対して支援を行う。

o) 海事観光の推進

① 海事観光施設・制度の利用の活性化に向けた取組の実施

プレジャーボート等によるクルーズ観光のモデルルートとなる「マリンチック街道」の全国における整備等、各種マリンアクティビティや「海の駅」について、利用の活性化に向けた取組を実施する。

②魅力的な観光コンテンツの発信

海や船の楽しさを伝える「C to Sea プロジェクト」の一環として、国内での海事観光の魅力発信のため、船旅や、マリンアクティビティ等、海や船を利用した魅力的な観光コンテンツを掘り起こし、動画や体験記事等を作成して、ポータルサイト「海ココ」、SNS、YouTube等で発信する。

③新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

訪日外国人旅行者に対する観光資源としての船旅の認知度向上と利用促進のため、フェリー・旅客船と鉄道等の他モードと連携した広域周遊ルートの造成や船舶を活用したアイランドツーリズムの振興を図るなど、官民連携のもと、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。

④「標準的なフェリー・旅客船情報フォーマット」の普及促進

MaaSという新たなモビリティサービスが展開されつつある中、旅行中の検索ニーズに対応したインターネット等の経路検索における航路情報拡充のため、フェリー・旅客船事業者と経路検索事業者間のデータ共有環境整備に向けて作成・公表した「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」について、多言語対応も含めた普及促進を図る。

⑤地方を拠点としたフライ&クルーズの推進に向けた調査・検証

地方を拠点としたフライ&クルーズの推進に向け、既存の離島航路活用を含めた2次交通アクセスのあり方、寄港地の消費を促進する地域の魅力向上策、効率的・効果的な情報発信のあり方等について調査・検証を行う。

p) 地域の医療・観光資源の活用

地方の医療資源や温泉等の地域固有の観光資源を活用した海外からの患者受入を推進するため、観光と連携した日本での治療に係るプロモーションやコンサルテーションを行うとともに、地方公共団体や医療機関における外国人患者の受入体制構築を支援する。

q) スノーリゾートの活用

スノースポーツ人口の増加が期待されるアジア市場、潜在的な需要が高い欧米市場等、各地域がターゲットとする層の誘客に向けた取組を実施する際に参考となるよう、各種調査、モデル事業、「スノーリゾート地域の活性化推進会議」等で得られた知見をとりまとめ、展開する。また、スノーリゾート地域の活性化に向けて、設備更新の投資促進のための環境整備の検討や、グリーンシーズンの活用も含めた官民連携によるコンテンツ造成に取り組むとともに、外国語対応可能なスキーインストラクターやスキーパトロールの確保に向けた外国人材の活用等の方策を検討する。

r) 着地型観光の推進

人工知能(AI)を活用したSNSデータ等の分析により、国内の隠れた観光資源を発掘するとともに、中小旅行会社等における、発掘した観光資源を活用した旅行商品の造成・販売を促進する。

s) 民間プラットフォーム事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するための方策等を検討する。

(2) 我が国の文化の国際発信力の向上

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節2(4)

(3) 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

2018年(平成30年)10月より41地域において各地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートを交付しており、引き続き同ナンバープレートの普及を促進する。また、2020年度(令和2年度)に17地域において交付を予定している同ナンバープレートについて、交付に向けた取組を進める。さらに、同ナンバープレートの寄付金を活用した、対象地域の交通サービスの改善、観光振興等を推進する。

(4) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節2(1)g

(5) サイクルツーリズムの推進

国内外のサイクリストの全国各地への誘客を図るため、官民連携による先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを取組の推進やサイクルトレインの拡大等を図るとともに、日本を代表し世界に誇りうるサイクリングルートを国内外へPRするナショナルサイクルルート制度を2019年度(令和元年度)中に創設し、サイクルツーリズムを推進する。

(6) 通訳案内士・ランドオペレーターの高品質の向上等の推進

a) 通訳案内士

2018年(平成30年)1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」により、新たに参入した多様な主体による外国語ガイドの実態把握調査を行うほか、通訳案内士に関するプロモーション・就業環境の整備に向けた取組を行う。また、全国通訳案内士については、2020年度(令和2年度)から登録研修が開始されることから、これらの場を通じて更なる質の維持・向上を図るとともに、同法により全国へ展開が始まった地域通訳案内士の育成・活用を促し、地域固有の観光資源の魅力発信を図る。この他にも、これまで有償でガイドを行うことができなかった事業者等の多様な主体が自由に有償でガイドを行うことを促すとともに、資格取得も促していき、自転車ガイドツアー等の付加価値の高いアクティビティや体験型コンテンツの充実を進めつつ、ガイド業界全体の質の向上を図る。

b) ランドオペレーター

2018年(平成30年)1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」に基づき、旅行サービス手配業の登録制度の周知を引き続き実施するとともに、旅行サービス手配業者に対する立入検査等を通じた指導・監督の強化等、制度の適切な運用のための措置を講ずる。

c) 旅行業

2018年(平成30年)1月に施行された「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」に基づき、引き続き地域限定旅行業務取扱管理者制度の周知や地域限定旅行業務取扱管理者試験の実施を通じ、地域限定旅行業務取扱管理者の増加を図る。

d) 通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録情報を一元的に管理するデータベースを確実に管理・運用するとともに、旅行会社等に対して当該データベースの活用を促すことにより、通訳案内士の就業機会の確保・情報発信に取り組む。

(7) サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

a) サイクリストの受入環境の充実

自転車の分解等を行わずにそのまま列車内に持ち込むことができるサイクルトレインの普及や鉄道駅におけるサイクリストの受入環境の充実を推進する。

b) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

移動そのものを楽しむ観光列車やレストランバス、新たな観光ニーズに対応するサイクルトレイン等の導入を促進するとともに、地方鉄道の観光列車等の魅力を海外に向けて発信する。

(8) 外国人患者の受入環境整備

a) 「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

訪日外国人旅行者が日本全国どこでもスムーズに医療機関にアクセスできるよう、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県において選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含め、外国語診療が可能な訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関を質・量ともに更に充実したリストとして整備する。

また、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を中心に、医療通訳等の配置支援、電話通訳の利用促進等を通じて、受入環境の整備を進める。

さらに、医療機関等に対し、外国人患者を受入可能な医療機関情報や外国語対応支援ツール、訪日外国人旅行者等向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイトを知する。

b) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

訪日外国人旅行者が不慮のケガ・病気になった際に、日本全国どこでもスムーズに「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」にアクセスできるよう、日本政府観光局ウェブサイト・アプリ、リーフレット(Safety Information Card)等を活用し、地方公共団体及び出入国在留管理庁等関係省庁と連携を図りながら、訪日外国人旅行者に対する情報提供を強化する。さらに、観光案内所、宿泊施設及び旅行会社に対して、「訪日外国人旅行者受入れ可能な医療機関」に関する情報を周知する。

c) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

訪日外国人旅行者が医療費の不安なく治療が受けられるように、厚生労働省、出入国在留管理庁、外務省等と連携し、訪日前、訪日後の様々な段階をとらえ、保険加入の注意喚起や訪日旅行保険のPRを強化する。

d) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

医療機関等からの相談にワンストップで対応するための地方公共団体における体制整備支援や、医療機関における多言語コミュニケーション対応支援等の取組を通じ、訪日外国人旅行者を含む外国人患者が安心して医療を受けられる環境の整備を進める。

(9) クルーズ船受入の更なる拡充

a) 世界的なクルーズ市場の実現

2018年(平成30年)の訪日クルーズ旅客数は244.6万人、我が国港湾への寄港回数は2,928回となり、クルーズ船の寄港回数は過去最高を記録した(速報値)。引き続き「訪日クルーズ旅客を2020年(令和2年)に500万人、日本の各地をカジュアルからラグジュアリーまで幅広く対応したクルーズデスティネーションに」の目標実現に向けた取組を推進する。

b) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱・防舷材、ドルフィン・栈橋等の整備を推進する。また、クルーズ船社からの日本各地への寄港に係る相談をクルーズコンタクト窓口で随時受け付け、寄港可能な港湾とのマッチングを図るなどの取組によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を実現する。さらに、増大する訪日外国人旅行者の円滑な移動や快適な滞在等を実現するために、クルーズ船が寄港するターミナル等において、多言語化対応やトイレの設備、Wi-Fi環境の充実といった旅客上屋の改修や、大型テントや屋根付き通路の設置等、受入環境整備を推進する。

c) 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進するため、これまで「国際旅客船拠点形成港湾」に指定した9港において、必要な岸壁整備等を進める。また、クルーズ船の寄港増加や大型化に対応するため、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱・防舷材、ドルフィン・栈橋等の整備を推進する。さらに、国際クルーズ等の拠点において、ストレスフリーで快適な乗下船と高度なセキュリティの両立を推進する。

d) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

訪日外国人旅行者に対する観光資源としての船旅の認知度向上と利用促進のため、フェリー・旅客船と鉄道等の他モードと連携した広域周遊ルートの造成や船舶を活用したアイランドツーリズムの振興を図るなど、官民連携のもと、船旅の魅力向上や新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組を推進する。

また、瀬戸内海や南西諸島等新たな国内クルーズ周遊ルートを開拓するため、クルーズ船社と港湾管理者等との商談会や意見交換会を開催するとともに、ラグジュアリーからカジュアルまで様々なクラスのクルーズ船の就航を可能とする防舷材・係船柱、ドルフィン・栈橋等の整備を行うなどハード・ソフト両面の取組によりクルーズ船の受入環境を整備する。また、2018年(平成30年)に設置された「瀬戸内海クルーズ推進会議」において、同地域におけるクルーズ船の寄港拡大・受入環境の改善等を目指した取組を促進する。

e) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上や地域の経済効果の拡大のため、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成やインバウンド対応を行うとともに、みなとのにぎわい創出に向けた取組を推進する。また、港湾協力団体の指定及び「みなとオアシス」の登録を促進し、クルーズ旅客の受入環境の向上を図る。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時における宿泊施設の供給を十分に確保する一つの方策として、クルーズ船をホテルとして活用するために必要な法令等の手続や事項をガイドラインとしてとりまとめるとともに、実施にあたって生じた課題及び対策方法を追加するなど、ガイドラインの充実を図る。

f) クルーズに関するプロモーションの実施

「全国クルーズ活性化会議」と協力し、各港湾のクルーズ船誘致の機会を創出するため、上質な寄港地観光プログラムを造成するためのクルーズ船社との商談会や意見交換会の実施、港湾・観光地視察、クルーズ国際見本市への日本ブース出展等、港湾と観光が一体となったプロモーションを実施する。

また、フライ&クルーズをはじめとしたASEANからの訪日外国人旅行者の増加を図るため、日本政府観光局とも連携し、ASEANの現地旅行会社等に対し、日本発着クルーズに関するプロモーションを行うとともに、日本とASEANのクルーズ関連情報を掲載したAJTP(Asean Japan Transport Partnership)ウェブサイトの充実等を行う。

g) クルーズ着地型観光の充実

2018年(平成30年)11月に立ち上げた「日本の魅力発信に向けたクルーズ着地型観光の充実のための検討会」での議論を踏まえ、各港における優良事例をとりまとめた事例集を、港湾局主催による「全国クルーズ活性化会議」を通じ各寄港地へ横展開を図るとともに、寄港地周辺の商店街等へのクルーズ旅客の誘導促進等を進め、地域経済の活性化を図る。

h) スーパーヨットの受入拡大

インバウンドによる地方創生の観点から、寄港する地域等への経済効果が期待される海外の富裕層が所有するスーパーヨットの受入拡大に向けた検討を進める。

(10) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

a) 沖縄観光の強化

沖縄の観光を更に磨き上げるためのアクションプランである「沖縄観光ステップアップ戦略2017」等に基づき、引き続きクルーズ船受入のための係留施設等の整備を推進するとともに、新たな体験型観光の開発や回遊性向上を図るため高速船就航の充実・強化に向けた環境整備に取り組む。また、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けた手続も進められているところ、沖縄の美しい自然や文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供、北部地域の地域資源を生かした観光客周遊拠点施設の整備への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」や「沖縄北部連携促進特別振興事業費」等を通じた沖縄観光の強化を図る。

b) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第Ⅳ部第Ⅰ章第Ⅰ節2(6)c⑥

c) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・航空券又は旅行商品の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上や、その提供を担う人材の確保育成等を図る取組を支援し、日本人旅行者だけでなく、訪日外国人旅行者を誘客する取組を支援する。

(11) 日本映画文化の振興

日本の魅力あるロケ地での映画製作や日本映画の多言語字幕制作、欧米等で開催されている国際映画祭への出品支援、さらにはアジアにおける日本映画の特集上映の実施等を通じ、多様な作品の魅力を発信し、訪日外国人旅行者の増加に寄与する。また、国立映画アーカイブにおいて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた企画上映や、日本映画の多言語字幕付上映等を実施し、観光にも資する我が国の映画文化振興に寄与する。

(12) スポーツツーリズムの推進

スポーツと地域資源を掛け合わせたスポーツツーリズムの取組を活性化させるため、スポーツツーリズムセミナーを開催するとともに、武道ツーリズムを推進する団体の設立に向けて検討会を開催する。また、関係省庁や民間企業等と連携して新たなコンテンツ開発、受入環境整備等を促進するとともに、国内外に更なるプロモーションを展開する。さらに、スポーツと日本の文化芸術の魅力を掛け合わせたスポーツ文化ツーリズムを各地に定着させるため、「スポーツ文化ツーリズムアワード」を実施するとともに、「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を開催し、受賞事例を多言語で発信する。

また、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業（観光産業及びスポーツ産業）等が一体となって、まちづくり・地域活性化に取り組む地域スポーツコミッションが行う、スポーツツーリズムのコンテンツ開発、受入環境整備等の活動を支援するとともに、好事例をウェブサイト等で広く配信する。2019年度（令和元年度）は、「スポーツツーリズム需要拡大戦略」（2018年（平成30年）3月公表）に基づき、アウトドアスポーツツーリズム及び武道ツーリズムに係る長期継続的・通期通年型の取組に重点を置いて支援する。

さらに、スポーツツーリズム情報を日本政府観光局のSNSやアプリ等で発信する。また、日本で体験できる各種スポーツ及び着地型・体験型プログラムのツアー情報（開催時期、場所等）を日本政府観光局のウェブサイトに掲載するとともに、ウェブサイトからプログラムの予約ができるようにするなど、海外に向けて情報発信を行う。

第3章

日本政府観光局と地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)の適切な役割分担と連携強化

1 主要施策

地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))の役割は、多言語対応、無料Wi-Fi整備、観光地までの交通アクセスの充実等の受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発等の着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)について、写真・動画等対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術等を最大限活かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。さらに、地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティ事業者等、地域の多様な関係者の参画を促す。

関係省庁と日本政府観光局との緊密な連携により、日本政府観光局ウェブサイト等において、文化財や国立公園、農泊等の魅力を一元的に発信する。また、欧米豪を中心に展開してきた大規模なプロモーション(グローバルキャンペーン)を東アジア(中国、韓国ほか)等も含めて展開するとともに、ICTの活用等により個人の属性や関心に直接リーチする先進的なプロモーションを展開し、これにより得られたユーザーの属性や関心等の分析データを地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)に提供する好循環の仕組みを確立する。さらに、日本政府観光局における高度人材の活用等により、デジタルマーケティング技術を活用した各地域へのコンサルティング業務の強化を図る。

全国的な研修の実施や観光地域づくり法人間の情報共有システムの活用等により、地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)間の横の連携を高め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。また、観光地域づくり法人において必要となる人材の育成・確保を図るため、中核人材の育成や、JETプログラムの活用周知等による外部人材の登用等を支援する。

インバウンド市場の大宗を占める東アジアからの取込みを徹底するとともに、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓するため、中東や中南米等の成長が見込まれる市場において、日本政府観光局の現地事務所の設置や試行的なプロモーション等を進める。また、ラグビーワールドカップ2019日本大会の機会を最大限活用し、海外メディア向けの情報発信や地方への誘客促進等に取り組む。さらに、地域の大学等と観光地域づくり法人等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。加えて、多言語対応や無料Wi-Fi整備等に取り組む地方鉄道等について、観光列車等の魅力を日本政府観光局を通じて海外に発信する。あわせて、ホストタウンの推進を通じ、海外への情報発信等を強化する。

2 関連施策

(1) 「世界水準のDMO」の形成に向けた取組

a) 「世界水準のDMO」に関する詳細な制度設計についての検討

「世界水準のDMOのあり方に関する検討会」の議論や中間とりまとめの内容を踏まえ、「世界水準のDMO」の選定基準や選定プロセス等、「世界水準のDMO」に関する詳細な制度設計について検討を行う。

b) 情報支援・ビッグデータの活用促進

観光地域のマネジメント・マーケティングを行うためのツールである「DMO ネット」により、各地域の観光地域づくり法人(DMO)の業務効率化を支援するとともに、観光地域づくり法人の活動をサポートできる民間事業者及び専門知識を持つ人材との交流及び協働促進や、観光地域づくり法人間の連携をより効率的に進めていく。また、観光庁や日本政府観光局等によるコンサルティング支援やプロモーションノウハウの提供により、インバウンド誘客に係る取組を引き続き推進することで「世界水準のDMO」の形成に向けた取組を加速させる。

さらに、全国各地の観光地域づくり法人等の観光関係者がビッグデータを活用するための手引きや「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」による支援を通じ、観光地域づくり法人をはじめとした地域の観光関係者によるビッグデータの収集・分析等やそれに基づく戦略策定等の取組を引き続き促進する。

c) 人的支援

観光地域づくり法人(DMO)的手法で観光地経営をするための人材を育成する基礎・応用プログラムを、民間において継続的に研修に活用できるよう、引き続き「DMO ネット」に同プログラムを掲載し、観光地域づくり法人で働く人材が自主的に学ぶことができる環境整備を促進する。

また、観光地域づくり法人で働く人材を育成する基礎・応用プログラムの研修受講修了者リストを、引き続き「DMO ネット」に掲載し、地域とのマッチングの効率化を図る。

d) 「地方創生推進交付金」による支援

「地方創生推進交付金」等を活用し、関係府省庁が連携して、組織の立ち上げ支援から、KPIの適切な設定やPDCAサイクルの確立等の自律的な運営を目指す取組まで、観光地域づくり法人(DMO)に対する総合的な支援を実施する。

e) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)の出資により、瀬戸内7県の「広域DMO」が実施するインバウンド需要を取り込む事業に対し支援を行う。

また、観光等の、地域の特性を生かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組が全国津々浦々で活発になり、地域経済における「稼ぐ力」の好循環が実現されるよう、2017年(平成29年)に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)」「地域未来投資促進法」に基づき、予算、税制、金融、規制緩和等の政策手段を総動員して重点的に支援する。

f) 観光地域づくり法人間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」により、各観光地域づくり法人(DMO)間の適切な役割分担に基づき広域的に連携して行う滞在コンテンツの充実や、広域周遊観光促進のための環境整備等を中心とした地域の関係者が、広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を実施し、「世界水準のDMO」の形成に向けた取組を加速させる。

(2) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)と日本政府観光局の適切な役割分担

a) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)と日本政府観光局の役割

地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))の役割は、多言語対応、無料Wi-Fi整備、

観光地までの交通アクセスの充実等の受入環境整備や、外国人が楽しめる新たなコンテンツの開発等の着地整備が主体であることを明確化し、その周知を図る。また、地域の魅力発信やプロモーションについては、日本政府観光局において一元的に行うことを目指す。具体的には、着地整備の取組を行った地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)について、写真・動画等対外的な発信のための素材やツールの作成を推進するとともに、それらのツールを活用し、日本政府観光局の海外ネットワークやデジタルマーケティング技術等を最大限生かして、地域の魅力を日本政府観光局から一元的に発信する。そのため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の抜本的な体制強化を図る。

また、地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者やアクティビティ事業者等、地域の多様な関係者の参画を促す。

b) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人の改革

2019年度(令和元年度)事業である「地域の観光戦略推進の核となるDMOの改革」による、全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するための、JETプログラムの活用周知を含めた観光地域づくり法人(DMO)の体制強化に関する支援や、観光地域づくり法人との連携による訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成に対する支援等、「日本版DMO」に対する総合的な支援を実施し、「世界水準のDMO」の形成に向けた取組を加速させる。

c) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

日本政府観光局の「地域プロモーション連携室」が、地域が行う訪日プロモーション事業を支援するために、各地域のインバウンド関係者を対象とした、インバウンドのマーケティングやプロモーションに関する地域の取組課題に応じた研修会等を、国内10箇所程度で開催するとともに、インバウンド関係者向け「地域インバウンド促進サイト」やSNSを通じ、国内のインバウンド取組等を紹介・共有する。加えて、取組の効果が一過性にならないよう、フォローアップを実施し、各地域に対し、必要な助言や意見交換を継続的に行う。

(3) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)への支援と地域間の連携強化

a) 政府系金融機関による観光地域づくり法人の設立等への支援

新たに観光産業を営む者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、日本政策金融公庫による事業者が必要とする資金の融資や、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)による「日本版DMO」の設立やその事業への資金面及び経営面での支援を実施する。

b) 地域の自主的な財源確保の促進

地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)等による、宿泊税等の観光に資する財源を自主的に確保する取組を促進するための方策を検討する。

c) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

「DMOネット」を活用するとともに、全国的な研修を実施すること等により、地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))間の横の連携を強め、地域で抱える課題の共有・優良事例の横展開を図る。

(4) 広域周遊観光の促進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う滞在コンテンツの充実や広域周遊観光促進のための環境整備等を中心とした、地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して総合的な支援を行う。

a) 広域周遊観光の促進に取り組む地域への専門家の派遣

訪日外国人旅行者の広域周遊観光促進に取り組む地域に対して、これまでの専門家派遣の実績をもとに、各地域の魅力や課題の発掘、課題の解決に向けた計画の策定等について、外国人等の目線から適切な助言を行える専門家をより多くの地域へ派遣し、訪日外国人旅行者の地方誘客を促進させる。

b) テーマ別観光の推進

旅行者の需要・関心の多様化を踏まえ、アニメ、忍者、食等の共通の観光資源を活用して誘客に取り組む地域をネットワーク化し、その観光資源に関するマーケティング調査や受入環境整備等による資源の磨き上げ、ネットワーク間でのノウハウの共有、情報発信力強化等の支援を行い、地方誘客の促進を目指す。

c) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

日本貿易振興機構(JETRO)は、海外インフルエンサー、メディア、バイヤー等のビジネス関係者を各地の輸出産業集積地へ招へいし、魅力的な地場製品の生産現場等の視察と商談の機会を提供する。招へい者によるSNS等のデジタルメディアによる発信を通じて、輸出産地の各地をつなぐ広域インバウンド周遊ルート of 情報を広くビジネス関係者へ発信し、ビジネス関係者にとって魅力的なビジネスインバウンドルート形成と商談機会の創出につなげ、輸出と誘客の好循環を生み出す。また、JETROウェブサイトにおいて地域の産業観光情報(英語)を提供するとともに、地域の魅力的な産品に焦点を当てたコンテンツを新たに作成し、広く発信する。

d) 「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の場を活用し、観光ビジョン掲載施策の取組の具体化を推進するとともに、地域における観光に係るワンストップ窓口として、各地域の課題に対する情報共有や施策の調整を行うことで、省庁横断的な取組による迅速な課題解決を図る。また、各ブロックにおける取組、成果をウェブサイト等を活用して公表し、ブロック間で横展開することで、全国的な取組水準の底上げを図る。

e) ガーデンツーリズムの推進

各地のガーデンツーリズムの取組を登録する制度を創設し、2019年度(令和元年度)上半期から新たに登録を行うとともに、登録された取組について国内外へのPRを行う。

(5) 各地の魅力ある地域資源の活用

市区町村が旗振り役となり、地域の関係者と連携しながら、「ふるさと名物」を応援することを宣言する「ふるさと名物応援宣言」を促進することで、積極的な情報発信による「ふるさと名物」の知名度向上や、地域ぐるみの取組を通じた地域ブランドの育成・強化を図り、地域活性化につなげる。また、訪日外国人旅行者の地方への誘客を拡大するため、「国内・海外販路開拓強化支援事業」を通

じて、各地の魅力ある地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を支援する。

(6) 優れた地域産品等の活用による地方への誘客

日本貿易振興機構（JETRO）は地域資源を活用した地域産品の輸出やインバウンド促進支援の一環として、引き続き、日本政府観光局のメディア・旅行会社招へい事業と連携し、地域産品及び観光資源をアピールし、観光誘致につなげる。海外では、まだ地域産品の認知度が低い状況を踏まえて、メディア・旅行会社に地域産品の魅力が一層伝わるよう、製造現場の視察や産品に触れる機会を設ける。また、国内外事務所のネットワークを活用し、地域産品の海外展開支援・海外への情報発信を行う。

(7) 国家戦略特別区域内における着地型旅行商品の企画・販売促進

国家戦略特別区域内において、地域の実情に即した旅行業務取扱管理者試験を実施する旅行業務取扱管理者確保事業を活用し、農家民宿等の宿泊事業者による着地型旅行商品の企画・販売の取組を開始する。

(8) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(1)b②③

(9) 人的支援等の促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(1)d②

(10) 訪日プロモーションの戦略的高度化

a) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた訪日プロモーションの取組

① グローバルキャンペーンの拡大

日本政府観光局において実施している、欧米豪市場を中心に存在する「海外旅行には頻繁に行くが日本を旅行先として認知・意識していない層」をターゲットとした「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」について、広告ターゲットを拡大するとともに、航空会社と連携した広告等の活用を通じて、より効果の高いキャンペーン展開を図る。あわせて、東アジア（中国、韓国ほか）等における大規模なキャンペーンの展開を検討する。

② 現地の知見等を活用した欧米豪に対する戦略的プロモーション

欧米豪へのプロモーションにおいて、現地のコンサルティング会社を活用し、市場別のプロモーション戦略の精緻化や現地のトレンド等を把握する。また、現地のPR会社を活用し、現地メディアとのネットワークを強化すると共に、PR手法や現地メディアに関する専門的な知見も踏まえた戦略的なプロモーションを推進する。さらに、欧米豪市場の外国人有識者等からなるアドバイザーボードの知見も引き続き活用し、現地目線でのプロモーションを推進する。

また、海外主要局やグローバルメディア等、欧米豪地域で影響力のあるメディアの番組編成関係者等とのネットワーク構築を進めつつ、日本の歴史・伝統文化やアクティビティ等を、テレビやオンライン等で数多く発信する。また、有力雑誌等のメディアや旅行会社、海外の著名人を日本各地に数多く招請し、日本を体験してもらい、その映像を強力に発信する。

③東北をPRするデスティネーション・キャンペーンの実施

地方誘客をより一層促進するため、東北6県の要望を踏まえつつ、2018年度(平成30年度)に引き続き「東北」をデスティネーションとする集中的なプロモーションを展開する。

④ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした訪日プロモーション

ラグビーワールドカップ2019日本大会が開催される機会を活用し、取材のために来日する海外メディア向けの情報発信を行うとともに、欧米豪市場において同大会に関連した広告やイベント等を行うことで、訪日旅行の認知度向上及び地方への誘客促進を図る。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、海外メディア向けの観光関連情報の拡充や、日本各地への取材支援により、日本各地の魅力を発信する。

さらに、日本政府観光局が運営する海外メディアや旅行会社向け情報発信プラットフォーム「Japan Online Media Center」について、ラグビーワールドカップ2019日本大会等の機会を活用した利用促進により、海外メディアへの認知度向上を図るとともに、コンテンツ素材の更なる拡充を実施する。

⑤メディア芸術に関する発信の強化

優れたメディア芸術作品の顕彰とそれらの作品を展示・上映する「文化庁メディア芸術祭」を開催し、日本が誇るメディアアート、マンガ、アニメーション等のメディア芸術の魅力を国内外に発信する。また、国内外のメディア芸術関連フェスティバルや団体との連携を強化し、国際的な総合フェスティバルを目指す。

⑥「beyond2020プログラム」の推進

2020年(令和2年)以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を生かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として推進し、日本全国での展開、盛り上げを図る。同プログラムを通じて、我が国の文化向上に取り組むとともに、全ての人の同プログラムへの参画の機会を確保するため、バリアフリー対応や多言語対応強化の促進を図り、企業等の行動に変革を促し、我が国での旅行に対する潜在需要も取り込む。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて全国的な機運を醸成するため、企業・団体を含む幅広い関係者との連携を深めるとともに、同プログラムの認証組織でもある地方公共団体等を通じて更なる普及を図る。

⑦スポーツツーリズムの推進

【再掲】第IV部第2章第6節2(12)

⑧日中韓3箇国の連携によるビジット・イースト・アジア・キャンペーンの実施

今後の東京や北京でのオリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とし、日中韓3箇国の政府が連携し、共同推進計画の策定や3箇国周遊商品の造成に向けて3箇国協議を実施する。また、政府観光局現地事務所による「ビジット・イースト・アジア・キャンペーン」の共同プロモーションも引き続き実施する。

b) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客の誘致

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその事前合宿、ラグビーワールドカップ2019日本大会やそのチームキャンプのほか、ワールドマスターズゲームズ2021関西等、日本で開催される大規模国際競技大会等の確実な開催に向けた準備を進めるとともに、国際交流プログラムの実施等により大会成功に向けた機運醸成を図る。

c) 4者連携による情報発信

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構（JETRO）及び日本政府観光局は、政府関係機関や業界団体、現地日系企業等と協力し、音楽、マンガ、ファッション、日本食、地域資源等のクールジャパン及びビジット・ジャパンの一体的なプロモーションを、アジア市場や欧米豪市場等で展開する。

d) 地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

地方運輸局等が地域（観光地域づくり法人（DMO）、地方公共団体等）と広域かつ機動的に連携し、国立公園や文化財等地域の魅力ある観光資源を、日本政府観光局のノウハウ等を活用して戦略的にプロモーションを実施することにより、地方部への訪日外国人旅行者の誘客を加速させる。

e) スノープロモーションの実施

スキー人口が急増中の中国をはじめとしたアジア市場及び日本のパウダースノーへの興味・関心の高い欧米豪市場を対象にスノープロモーションを戦略的に実施し、冬期の地方誘客を促進する。

f) 日本政府観光局の機能・体制強化

日本政府観光局において、海外事務所と協力して継続的に情報収集を行うとともに、2019年度（令和元年度）は東アジア市場において市場調査を行うことにより、各市場の新規ターゲットの発掘や各ターゲットに対する訴求コンテンツの把握等、調査分析力の強化を図る。

インバウンドの成長が見込まれる市場における市場調査や先行試行的なプロモーションの実施、プロモーションの高度化やデジタルマーケティングを活用した各地域へのコンサルティング業務の強化等に対応するため、日本政府観光局全体の体制について見直しを講じた上で、日本政府観光局の本部や海外事務所の各部署において、マーケティング等の専門人材を含む抜本的な体制強化を図る。

g) 海外の旅行代理店販売員の人材育成支援

日本政府観光局において、海外の旅行代理店の販売員の人材育成を進めるため、訪日旅行に関する知識を習得するためのE-learningウェブサイトを運営するとともに、コンテンツの拡充や新規コースの導入を行う。

h) 訪日外国人旅行者の意見分析や調査の実施等による満足度向上

ウェブサイト上で新たに運用を開始した中国語繁体字及び韓国語版の「訪日観光意見箱」を活用して、同地域の旅行者の訪日観光に関する意見を収集・分析するとともに、リピーターとなる契機・要因に関する調査を実施することで、リピーターの多い東アジア地域（中国、台湾、香港

及び韓国)からの旅行者の更なる満足度向上を図る。

i) 新たな市場からの誘客促進

各国の特性に応じたプロモーションを実施するほか、更に幅広い地域からの誘客に向けて新たな市場を開拓し、将来的な訪日市場のポートフォリオを構築する観点から、訪日外国人旅行者数をはじめ、アウトバウンドや経済指標等を勘案し、インバウンドの成長が見込まれるニュージーランド、メキシコ、オランダ及びスイス並びに富裕層誘客のポテンシャルが高いと見込まれる中東地域を既存重点20市場に続く準重点市場として位置づけ、重点市場化に向けて先行試行的プロモーション事業等を実施する。あわせて、拠点となる日本政府観光局の現地事務所の設置準備を中東や中南米等の市場において進める。

j) ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

日本政府観光局ウェブサイトやアプリ等による情報発信を実施するとともに、ビッグデータやSNSの分析結果等を蓄積・活用することによるプロモーションの高度化、ウェブサイト閲覧者の属性や関心に沿ったコンテンツの自動表示を可能とし、個人の関心に合わせた的確な情報を発信する。また、災害発生時には、SNSの分析結果を活用した風評モニタリングを実施し、適切なタイミングで安心安全に係る情報を迅速に発信する。

k) SNS等を活用したプロモーションの高度化

重点市場からの更なる誘客のため、インフルエンサーと連携しながら日本の魅力や訪日観光情報を戦略的に発信する。

さらに、在外公館等においては、運用しているSNSアカウントで、外務省、日本政府観光局、地方公共団体、現地メディア等が発信した日本の文化、歴史、トレンド、地方の魅力等に関するコンテンツを再発信するとともに、任国の国・地域の嗜好、トレンドを踏まえた独自の日本紹介コンテンツを発信することにより、日本のファン層拡大を目指す。外務省においては、在外公館がコンテンツを作成する際に使用可能な画像素材及びテキストを共有する。

(11) インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

a) 欧米豪を中心とした富裕層に向けた取組

富裕層の旅行需要における特性等を踏まえ、訪日プロモーション事業において欧米豪市場を中心とした富裕層に向けた以下の取組を実施する。

富裕層をターゲットにした旅行業界団体、国際的な旅行商談会主催者等との連携を一層拡大し、訪日ツアーの造成数の増加につなげる。また、海外の有力雑誌等のメディアや富裕層向け旅行商品を扱う海外の旅行会社を日本各地に年間100人招請し、ストーリー性のある日本の伝統・文化を発信するとともに、国内外の関係者が商談・意見交換等できる機会の拡大、国内関係者向けのセミナー等の開催を通じた受入環境の整備を促進する。

さらに、自ら旅行先の情報収集や旅行手配を行う富裕層の増加傾向を踏まえ、デジタルマーケティングを活用するなど新たに富裕層旅行者に向けたプロモーションを実施することで更なる誘客拡大を促進する。

b) ジャパン・ハウスを活用した魅力発信

サンパウロ、ロンドン及びロサンゼルス3都市のジャパン・ハウスにおいて、地域の魅力を

含む日本の多様な魅力をこれまで日本に関心のなかった層を含む幅広い層に対して発信し、インバウンド誘致等を促進すべく、現地のニーズに対応した発信事業を企画・実施する。

c) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

① 地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

外務省が複数の地方公共団体との共催で、駐日外交団等に対して、地方における海外展開の施策や、地場産品や観光資源等を紹介するセミナーを都内ホテル等において2019年度（令和元年度）内に1回開催する。また、外務省と地方公共団体との共催で、駐日外交団が地方を訪問し、地方の食文化、伝統工芸等の文化体験や、観光資源や産業等施設を視察するツアーを2019年度（令和元年度）内に4回程度実施する。

② 地方の観光地としての魅力の発信

被災地を含む複数の地方公共団体等と連携し、海外の主要都市において、日本産飲食品、観光資源、産業（先端技術、伝統工芸技術を含む）等PRするプロモーション事業を2019年度（令和元年度）内に1回実施し、地方の魅力の発信や日本食の更なる普及・消費拡大、輸出促進につなげる。

③ 飯倉公館におけるレセプションの実施

外務省の飯倉公館において、外務大臣が地方公共団体首長等と共催で、駐日外交団等を対象に、地方の特産品、地場産業、伝統芸能、伝統工芸、観光地、文化遺産、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会ホストタウン等の魅力をPRするレセプションを2019年度（令和元年度）内に2回程度開催する。

④ 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び独立行政法人国際交流基金（JF）による文化事業によって、伝統文化からポップカルチャー、地方の魅力や和食等広範な文化芸術分野に関して公演や展示を行い、日本の多様な魅力を海外に向けて発信することにより、諸外国の日本に対する興味・関心を高め、インバウンド誘致を促進する。

また、日本政府観光局とJFの本部及び海外事務所が連携し、日本政府観光局の訪日プロモーション事業とJFの文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流事業の機会を活用した連携事業を実施することで多面的に日本の魅力を発信し、訪日旅行及び国際文化交流の促進を強化する。

さらに、文化、伝統、科学、技術等様々な分野で「日本ブランド」を体現する各界の専門家を海外に派遣し、講演、実演、ワークショップ等を実施することで、日本の多様な魅力を発信する。事業実施に際してはプレスによる取材や関係者との意見交換の機会も設けるとともに、事前・事後には在外公館や共催団体がSNS等を通じて広報することにより、情報の再発信を促す。

d) 放送コンテンツの活用による日本の魅力発信

① 関係省庁等の連携による日本の魅力発信

外務省、観光庁等の関係省庁等が連携して、商業ベースでは日本のテレビ番組が放送困難な国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コ

コンテンツを無償提供する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、訪日の魅力を効果的に発信し、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

②株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）による支援

株式会社海外需要開拓支援機構（クールジャパン機構）の出資により、海外現地において日本コンテンツ専用チャンネルや日本コンテンツ放映枠を確保し、日本の魅力をPRする事業に対して支援を行う。

③株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による支援

海外における日本のコンテンツの継続的な発信に向け、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を活用し、我が国の事業者が海外で行う放送事業を支援する。

④NHKワールド JAPANによる発信

「放送法（昭和25年法律第132号）」の規定に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請することにより、日本の文化・産業等の情報や魅力を世界に発信するとともに、国内外における周知広報や受信環境の整備・改善、放送番組の充実等の取組を一層推進する。

e) 「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用

「地域の元気創造プラットフォーム」の取組を通じ、地方公共団体に「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用を促し、魅力ある地域産品の海外への販路開拓や対日投資を促進する。

f) 関係省庁等の連携による日本各地域の魅力を発信

総務省、経済産業省、外務省、観光庁、農林水産省等の関係省庁等が連携し、コンテンツを海外に展開する際に、日本の各地域の魅力を併せて発信することで、地域発の商品・サービスの需要拡大や地方への観光客誘致につなげる。

g) 国内観光情報サイトの多言語化への検討

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」については、英語のみ一部情報を自動翻訳、イベント情報等については手作業で行うことによる情報提供を行ってきたが、2019年度（令和元年度）は、AI翻訳の導入による多言語化（英語、中国語及び韓国語）について、訳質検証を行いつつ、正確な情報提供を図る検討を行う。

h) 日本語教育の拡充による親日層の育成

独立行政法人国際交流基金（JF）による日本語専門家派遣事業、日本語教材の制作及び情報収集ネットワーク作り、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上、安定的実施等に一層寄与する。また、ASEAN諸国等への日本語パートナーズ派遣事業についても実施継続する。

i) 海外日本庭園の再生

修復が求められている海外日本庭園について、在外公館と連携し、「海外日本庭園再生プロジェクト」により日本側の造園技術者を派遣して引き続きモデル的に修復を行う。2019年度（令和元

年)においては8箇所の海外日本庭園を修復する。

j) 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

災害発生から一定期間が経過し、当該地域の安全性が確保されるようになった後は、引き続き日本政府観光局のウェブサイトやSNSを活用して公共交通機関及び観光地等に関する正確な情報を訪日外国人旅行者の出身国に応じて多言語できめ細かく発信するとともに、被災地域の地方公共団体等と連携し、必要に応じて、風評被害を最小限に抑えるべく、訪日プロモーションを集中的に実施する。

k) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

国連世界観光機関（UNWTO）等と連携し国際会議を日本で開催し、その地域の魅力・特性を発信するとともに、国内外の先進事例を共有、発信する。また、我が国の観光政策や取組をより効果的に発信するとともに、国際機関や多国間枠組みにより一層貢献すべく、我が国が主催するG20観光大臣会合において議論をリードするとともに、G20に関する様々な場を活用して、我が国の政策や取組を発信する。

l) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

ロシア、豪州等との観光交流拡大に向け当局間の協議を進めることで、観光分野における2国間関係の更なる強化を図る。

m) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

アイヌ文化復興等の取組の要である「民族共生象徴空間（ウポポイ）」への年間目標来場者数100万人の目標達成に向け、空港等における訪日外国人旅行者向けのPRや、国際イベント・旅行博との連携、SNSを活用したPR動画の配信等プロモーション活動を強化するとともに、地元機運の醸成を図る。

n) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

海外からの誘客にも資するよう、海外から招へいたメディア関係者による首都圏及び地方取材や、在京海外メディア関係者向けプレスツアー等を通じて、海外メディアによる海外への日本の魅力発信を支援する。

o) 旅客船・フェリーの観光利用促進のための効果的な情報発信

訪日外国人旅行者向け英語版ウェブサイト「Scenic Japan from the Water（船で見る日本の絶景検索サイト）」において、旅客船・フェリーターミナルまでのアクセスを含めた利用方法等を提供するとともに、船上からの風光明媚な景色や多様なニーズに対応した宿泊機能等、旅客船・フェリーの魅力を積極的に発信し、引き続き掲載内容の充実を図る。

(12) 日本における社内会議の開催等の促進

主に日本政府観光局海外事務所がある国の海外企業等に対し、日本における社内会議開催や報奨旅行の実施促進に向けたPRを強化するために、SNS等のネットワークの活用等、海外企業に的確に情報を届ける手法等を検討の上実施する。

(13) 文化遺産・観光コンテンツバンク構想の推進

文化遺産・観光コンテンツバンク構想の推進について、2019年度(令和元年度)中に、文化財コンテンツについて、外国人目線で、多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報等を集約したウェブサイト構築するとともに、デジタル化・2次利用に向けた条件整備を図り、2020年度(令和2年度)から、日本政府観光局のウェブサイトから訪日外国人旅行者向けの一元的な情報発信を行う。

(14) 文化財を活用した観光地域の魅力創造の推進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方との協働によるおおむね地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行い、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る、文化財を活用した取組を総合的に支援する。

(15) 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節2(8)

(16) 海外への国立公園の魅力発信

関係省庁等との連携の下、日本政府観光局グローバルサイト内に構築した国立公園ウェブサイトのコンテンツを拡充するとともに、民間との連携によるアクティビティの予約が可能な利便性の高い情報ウェブサイトとして改修し、このウェブサイトを活用したデジタルマーケティング等を通して、戦略的に日本の国立公園の魅力を海外に情報発信する。

(17) 国立公園を活用した観光地域の魅力創造の推進

訪日外国人旅行者等の各地域への周遊を促進するため、地方との協働によるおおむね地方ブロック単位の連絡調整会議で地域方針の策定や事業計画の調整を行い、観光地域づくり法人(DMO)が中心となって行う地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る、国立公園を活用した取組を総合的に支援する。

(18) [SAVOR JAPAN] ブランドの魅力発信

【再掲】第Ⅳ部第2章第5節2(2)

(19) 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅳ部第1章第4節2

(20) 訪日教育旅行の活性化

a) 訪日教育旅行の受入体制整備

日本政府観光局ウェブサイトにより、訪日教育旅行を受け入れる学校側が配慮すべき事項等を地方公共団体等へ情報共有し、セミナーを通じて、地域観光部局と教育部局の連携方針に関する情報を発信することにより、受入体制の整備促進を図る。

b) 地域における相談窓口の設置

日本政府観光局が設置した訪日教育旅行に関する相談窓口に、海外の学校から国内地域の学校訪問の希望があった際には、そのニーズに合った地域(都道府県等)の窓口を紹介し、交流マッ

チングの促進を図る。

c) 訪日教育旅行に対する理解の促進

一元的な相談窓口の設置等を踏まえて、訪日教育旅行の教育的意義について、教育部局・学校に対し理解を促進するための周知を行う。

また、スーパーグローバルハイスクールにおいて、帰国・外国人生徒（留学生）の受入を実施する。

さらに、アジアを中心とする訪日教育旅行の需要が高い市場において、日本政府観光局による海外学校関係者等を対象としたセミナーの開催や日本各地への招請事業を実施することにより、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

d) 訪日教育旅行の地方への誘致

アジアを中心とする訪日教育旅行の需要が高い市場において、東北をはじめとする地方へ誘致すべく、日本政府観光局による海外学校関係者等を対象としたセミナーの開催や日本各地への招請事業を実施し、訪日教育旅行の更なる促進を図る。

e) 訪日教育旅行に関する新たな体験コンテンツ造成の推進

訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成支援を進めるとともに、地域の大学等と観光地域づくり法人（DMO）等が連携した新たな体験プログラムの開発を推進する。

(21) 鉄道の観光資源としての魅力発信

日本政府観光局の全国の観光列車が持つ魅力を紹介するポータルサイトについて、観光列車の対象の拡大等の掲載内容の充実により、地方への訪日外国人旅行者の流れの創出を図る。

(22) 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節2(1)f

(23) 観光の中核を担う人材育成の強化

【再掲】第Ⅳ部第1章第1節2(10)b

(24) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

【再掲】第Ⅳ部第1章第1節2(10)c

(25) 「ホストタウン」の推進

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催により、多くの選手・観客等が来訪することを契機に、海外への情報発信の強化や地域の活性化等を推進するため、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン」を全国各地に広げるとともに、被災3県を対象とした「復興『ありがとう』ホストタウン」を推進することで、復興した姿を世界に発信する。また、模範となるホストタウン担当者を「ホストタウンリーダー」として任命し、他のホストタウンに好事例の共有を図るほか、収集した好事例情報やホストタウンの意義を関係者や地域住民まで広げる。

第4章

地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

第1節 出入国の円滑化

1 主要施策

新たに新千歳空港及び那覇空港に顔認証ゲートを、羽田空港等に税関検査場電子申告ゲートを導入するなど、CIQにおいて必要な物的・人的体制を計画的に整備する。また、搭乗関連手続の自動化や顔認証による一元化、手荷物輸送等の円滑化、地方空港の搭乗手続円滑化やビジネスジェット対応の強化等により、出入国に係る時間を大幅に縮減するFAST TRAVELの推進を図る。

2 関連施策

(1) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

a) 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内の目標を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、適切な運用体制について検討しつつ、引き続き以下の取組を実施する。

① バイオカートの導入

入国審査に要する時間の短縮のため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカートを成田空港等17空港で運用している。これらの運用状況や未導入空海港の状況を踏まえ、対象空海港を、2019年度(令和元年度)中に新たに羽田空港、博多港及び比田勝港を加えた20空海港に拡大する。

② プレクリアランスの実現に向けた検討

バイオカート等各種施策の効果等を踏まえながら、上陸審査の迅速化及び円滑化を図るため、我が国への就航回数が多い国・地域の出発空港でのプレクリアランス(事前確認)について、必要性を検討する。

③ 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」(トラステイド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする制度を導入しており、導入後の運用状況を検証しつつ、対象者の更なる拡大を目指す。また、航空機の乗員についても自動化ゲートの対象とするべく所要の検討を行う。

④ 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港において日本人の出帰国手続に使用している顔認証ゲートを、新千歳空港及び那覇空港の出国・上陸審査場にも配備し、運用を開始するために2019年度(令和元年度)中に必要な整備を進める。

⑤個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討

空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも活用するべくシステム改修を行っており、羽田空港等7空港での運用を開始するために2019年度(令和元年度)中に必要な整備を進める。

⑥入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港においては、出入国諸手続時間計測のための機器整備を進めるとともに、機器の整備が完了したエリアから、FAST TRAVELのワーキンググループ等を通じて待ち時間の公開に向けた検討を進める。関西空港においては機器の整備が完了し、出国待ち時間を公開しているところ、FAST TRAVELのワーキンググループ等を通じて関係省庁等と協議し、入国の待ち時間の公開に向けた検討を進める。

b) FAST TRAVELの推進

空港における旅客手続の各段階(保安検査・チェックイン等)や各動線に最先端の技術・システムを導入し、関係省庁等の情報共有等の連携を強化しつつ、利用者目線で世界最高水準の旅客サービスを実現(FAST TRAVELの推進)するため、関係者の連携体制を構築する空港を地方空港へと拡大し、旅客動線を横断的に効率化や高度化を追求するとともに、顔認証技術による旅客手続の一元化(One ID化)をはじめとする搭乗関連手続の自動化・顔認証化による円滑化や、旅客の手荷物輸送等の円滑化、ビジネスジェットを含む地方空港での旅客の受入環境向上や、空港でのおもてなし環境の充実を促進する。

また、関西空港においては、民間により空港運営しており、運営権者においてFAST TRAVEL推進のため、第1ターミナル国際線エリアへのセルフバッグドロップシステムの導入やPFM(旅客導線管理)の活用等、民間の創意工夫を生かした機能強化を図る。

c) 先進的な保安検査機器の導入

国際テロの脅威が高まる中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、出発時の航空保安検査の円滑化を図りつつ厳格化を図るため、ボディスキャナーについては、全国の主要空港への導入を当初計画より1年前倒し、ラグビーワールドカップ2019日本大会までの整備完了を目指す。また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までに、その他の先進的な保安検査機器(爆発物自動検知機器等)の導入推進を図る。

d) 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

2019年度(令和元年度)に羽田空港の国際線スポットが増加することや中部空港におけるLCCターミナルの開設等により一層の訪日外国人旅行者の増加が見込まれることから、観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方の空海港も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、関係省庁が連携して訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

e) 先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

ディープラーニング技術を活用して不鮮明な指紋画像を鮮明化する画像補正エンジンを導入するなど、先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムを導入することにより審査時間を短縮することで、円滑かつ厳格な出入国審査等を高度な次元で実現し、ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を図る。

f) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの両立の実現

税関においては、迅速な通関による利便性の向上と、厳格な水際取締りによる安全・安心確保の両立を実現するため、空港・クルーズターミナル等において、各種検査機器等を整備・拡充し、入国旅客の受入環境を整備する。具体的には、税関検査場電子申告ゲートについて、2019年度(令和元年度)中に羽田空港等6空港に拡大配備し、2020年度(令和2年度)以降も拡充を図るほか、デジタルサイネージやボディスキャナー等についても、引き続き整備を進める。

g) ファーストレーンの整備促進

重要ビジネス旅客や国際会議の参加者等のファーストレーン利用促進を図るため、成田空港及び関西空港においては、利用促進PRや、利用時間の柔軟な運用を継続し、さらに、羽田空港においても2020年度(令和2年度)以降の新規設置に向けて関係者間で検討を進める。

h) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

増加する旅客の円滑な入国と国の安全を確保するための水際対策を両立させるため、税関・出入国在留管理庁において、ほぼ全ての航空会社から入国旅客の乗客予約記録(PNR)を電子的に取得し、分析・活用しており、関係機関との情報連携の推進等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。また、税関においては、出国旅客についてもPNRの報告を求めているところ、2019年(平成31年)3月より出国PNRも含め電子的な報告を原則化したことで、出国PNRと入国PNRを突合せするなど、更なる情報分析・活用を図り、より一層効率的・効果的な検査の実施を推進する。

i) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の実施(審査ブース端末の増設等)

増加する訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方の空海港も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、拡張する空海港施設への審査端末機器の増配備及び地方出入国在留管理局へのクルーズ船旅客の上陸審査対応用審査端末機器の増配備等、出入国審査体制の整備を進める。

j) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、結果を航空会社に通知することで、当該航空会社が渡航者の搭乗の可否を判断できる仕組みの導入を検討する。さらに、渡航前に将来的なリスク評価を含めた幅広いスクリーニングができる仕組みの導入に向けた検討を行う。

ｋ) 上陸審査等の合理化(EDカード及び在留資格認定証明書の電子化)

厳格な出入国管理と円滑な入国審査を高度な次元で両立させるため、EDカード及び在留資格認定証明書の電子化を検討する。

ｌ) 快適な乗下船と高度なセキュリティの両立

国際クルーズ等の拠点において、ストレスフリーで快適な乗下船と高度なセキュリティの両立を推進する。

(2) 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

国・地域別に、動植物検疫上、持ち出しが可能となっている品目の周知を行うため、検疫条件が変更されるなどの情報更新の都度、リーフレット(農産物：7箇国語、畜産物：4箇国語)等を作成するとともに、輸出検疫カウンター等で配布する。

また、全国6空港7箇所(新千歳空港、成田空港(第1ビル及び第2ビル)、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港)の旅客ターミナルに設置した輸出検疫カウンターを活用することにより、円滑な輸出検査手続を行う。

さらに、要請に応じて産地等に専門家を派遣し、個別に設けられている植物検疫条件等の技術的課題の解決を図るとともに、「おみやげ農畜産物検疫受検円滑化モデル」を活用しておみやげとして農産物を持ち出そうとする訪日外国人旅行者の利便性の向上を図ることにより、農産物の持ち出しを推進する。

(3) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

ビジネスジェットについては、羽田空港では、大型機用スポットを小型機でマルチ使用するなど、既存スポット運用の工夫により駐機可能数拡大を行いつつ、成田空港と併せて2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時の受入体制について、関係者間で連携して引き続き検討を進める。

(4) 高速バスの利用促進

訪日外国人旅行者等向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」について、引き続きPR等を実施する。

第2節 ビザの戦略的緩和

1 主要施策

我が国で予定されている国際的行事等の開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進めるとともに、在外公館でのビザ審査に係る物的・人的体制の整備に取り組む。

2 関連施策

観光立国の実現及び2国間の人的交流の促進のため、我が国で予定されている国際的行事等の開催も見据え、政府全体の受入環境の整備や、日本政府観光局によるプロモーション等と連携して、ビザ緩和を戦略的に進める。

また、訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよ

う、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備及び領事業務の合理化に取り組む。

第3節 空港

1 主要施策

首都圏空港の発着容量を世界最高水準の年間約100万回に拡大するとともに、2020年(令和2年)までに訪日需要への対応や国際競争力強化を主眼として羽田空港の国際線を増便するため、丁寧な情報提供等を行い、飛行経路の見直し等の取組を進め、年間約4万回の発着容量拡大を実現する。成田空港についても、2019年度(令和元年度)中の高速離脱誘導路の整備により、2020年(令和2年)までに年間約4万回の発着容量拡大を実現する。また、2019年(令和元年)冬ダイヤからA滑走路の夜間飛行制限を緩和し、さらに第3滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約16万回の発着容量拡大を目指す。

福岡・那覇空港の滑走路増設等の拠点空港等の機能強化や操縦士等の育成、省力化・自動化等による地上支援業務の受入体制強化等により、航空需要の増加に対応するほか、先進技術の導入等により安全対策を推進する。また、北海道7空港の一体運営等空港コンセッションを推進する。さらに、地方空港の着陸料軽減等の支援により、国内外の航空ネットワークの充実を図り、訪日外国人旅行者の地方への誘客を促進するとともに、空港における日本の魅力発信等により、おもてなし環境を充実する。

2 関連施策

(1) 複数空港の一体運営の推進

地方空港のゲートウェイ機能を強化し、広域的な観光振興を図るため、北海道において複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進しており、2019年度(令和元年度)は第2次審査、優先交渉権者選定等を実施する。その他の国管理空港については、熊本空港及び広島空港においても、運営の民間委託に向けた手続を進める。

(2) 地方空港の着陸料軽減等の支援

全国27の「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、それぞれの空港の状況に応じて、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費の補助等の新規就航・増便への支援、ボーディングブリッジ・CIQ施設の整備等の旅客受入環境の高度化への支援等を実施し、関係省庁と連携して、各地域における国際線就航を通じた訪日外国人旅行者誘致の取組を促進する。2019年度(令和元年度)からは、新規就航する定期便及び新たな市場とのチャーター便への支援を拡充するなど、更に取り組を加速する。

(3) 首都圏空港の容量拡大

首都圏空港の発着容量について、世界最高水準の年間約100万回への拡大を目指す。具体的には、羽田空港については、訪日外国人旅行者の受入拡大や我が国の国際競争力の強化を主眼として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、飛行経路の見直し等の取組を進め、2020年(令和2年)までに年間約4万回拡大する。また、そのために必要となる航空保安施設や誘導路等の施設整備、騒音・落下物対策等を着実に進めるとともに、引き続き丁寧な情報提供を行う。加えて、民間事業者と協力し、羽田空港国内線第2旅客ターミナルビルにおいて国際線施設の整備を進める。成田空港については、引き続き高速離脱誘導路の整備を進め、2020年(令和2年)まで

に年間約4万回拡大する。また、2019年(令和元年)10月(冬ダイヤ)よりA滑走路における夜間飛行制限の緩和を実施する。さらに、騒音・落下物対策等を実施しつつ第3滑走路の整備等に向けた取組を着実に進め、年間約16万回拡大することを目指す。

(4) 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

【再掲】第Ⅳ部第4章第1節2(3)

(5) 操縦士・整備士の養成・確保

増大する航空需要を支える我が国の操縦士・整備士の養成・確保を図り、更なる訪日外国人旅行者数の増加等に対応するため、産官学の関係者で連携しつつ、民間養成機関における操縦士の効率的な養成・確保、航空大学の2018年度(平成30年度)からの養成規模拡大(72名→108名)に対応した取組、外国人材の活用や国内養成施設の基盤強化による整備士の養成促進や、航空を志望する若年者の裾野拡大に向けたイベントの開催等、操縦士・整備士の養成・確保のための対策を実施する。

(6) 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

【再掲】第Ⅳ部第4章第1節2(1)d

(7) 空港地上支援業務の省力化・自動化

空港地上支援業務の労働力不足により訪日外国人旅行者の利便性が損なわれないように、官民が連携して先端技術の活用についての検討・検証を行い、省力化・自動化を推進する。2019年度(令和元年度)には、運用効率や安全性を確認するためのシミュレーションを実施するとともに、空港の制限区域内における人(乗客・乗員等)及び物(手荷物・貨物)を想定した自動走行実証実験を実施し、2020年(令和2年)までに省力化技術の導入を目指す。

(8) 航空便の新規就航等に併せた日本政府観光局による協働プロモーションの実施

日本政府観光局が「訪日誘客支援空港」の関係地方公共団体等と連携しながら国際航空見本市に参加し、海外の航空会社に対し新規就航や増便を積極的に働きかけるとともに、航空会社との連携を強化し、新規就航・増便を行う航空会社を対象に販促支援等を行う。

(9) 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航推進

中部空港については、LCCの増便・新規就航に対応するためLCC専用ターミナル(2019年度(令和元年度)上期供用開始予定)の整備を完了する。

航空需要が急速に拡大する中、空港のゲートウェイ機能を発揮していくため、地域の拠点空港等の機能強化を図る。具体的には、那覇空港において、2020年(令和2年)3月末の供用開始に向け滑走路増設事業を着実に推進するとともに、騒音影響を考慮しつつ運用方式を見直し、2本の滑走路を最大限活用することにより、発着回数を1本の13.5万回/年から増設後の24万回/年への拡大を図る。加えて、新千歳空港における更なる発着可能回数の拡大に向けた取組や、福岡空港の滑走路増設事業、新千歳・那覇空港のCIQ施設を含めたターミナル地域再編事業等を引き続き推進する。

(10) 空港アクセスの利便性向上

羽田空港においては、深夜早朝アクセスバスの運行を継続し、広報・PRの強化に取り組むなど、深夜早朝時間帯のアクセス改善を図る。成田空港においては、空港アクセスに係る横断的な課題を検討・協議する「成田空港のアクセス利便性向上等に関する連絡協議会」等を通じ、深夜早朝時間帯における鉄道・バスの運行拡充等、空港アクセスの更なる利便性向上に向けた取組について引き続き検討を進める。那覇空港においては、空港アクセスの利便性向上に向け、駐車場の容量不足や構内道路における混雑に対応する取組を引き続き進める。

(11) コンセッション方式等の活用の推進

訪日外国人旅行者の増加等による大幅な需要拡大が期待される空港、港湾、観光等の成長分野において積極的にコンセッション方式を活用し、施設のポテンシャルを最大限生かすことにより、地域における成長の起爆剤とする。

(12) 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

2030年(令和12年)の訪日外国人旅行者数目標6,000万人の目標達成に向け、航空交通量の増加に対応するため、2025年(令和7年)までに段階的に実施する国内管制空域の抜本的再編(上下分離)に向け、必要となる管制システムを整備する。

(13) 国内外ハブ空港におけるプロモーション

訪日経験者や海外空港での乗継客を中心とする旅慣れた層の訪日意欲を喚起するため、国内外のハブ空港を活用した訪日プロモーションを実施する。

(14) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

【再掲】第Ⅳ部第2章第1節2(1)g

第4節 MICE・IR

1 主要施策

VR等を活用したMICE誘致、顔認証技術等の最先端技術のMICEへの導入等により、MICE誘致・開催の国際競争力の強化を図る。また、「特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。

2 関連施策

(1) MICE誘致の促進

a) 「MICE推進関係府省連絡会議」の開催

2019年(令和元年)12月末までに「MICE推進関係府省連絡会議」を開催し、「関係府省MICE支援アクションプラン2018」の進捗確認を実施するとともに、MICE推進関係者の拡充による体制強化等の検討を進める。

b) ユニークベニューの利用促進

公的施設のユニークベニュー利活用には利用者ニーズの把握だけではなく受入側の理解促進も必要となるため、日本政府観光局協力の下、公的ユニークベニュー施設管理者を対象とした「MICEユニークベニュー普及啓蒙セミナー」(仮称)を開催する。

c) プレ・ポストMICEプログラム参加の促進

関係団体等と連携し、MICE参加者のプレ・ポストMICEプログラム(テクニカルビジット・エクスカーション等)への参加を促進する。

d) 日本貿易振興機構(JETRO)による取組

日本貿易振興機構(JETRO)は、MICE誘致の一環として、地域の輸出産業の視察や体験、企業との意見交換会・商談会等のビジネスインバウンド事業の充実を図るとともに、海外での日本の魅力発信イベント等を実施する。

e) 日本学術会議と日本政府観光局の協力体制の構築

共同主催国際会議の募集に関する周知等で構築してきた日本学術会議と日本政府観光局との協力体制を更に深め、学術研究に関する大規模で重要な国際会議の招致・開催の促進に向けた取組を推進する。

f) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

2018年(平成30年)7月に策定した「MICE国際競争力強化委員会 提言」に明記されている施策を官民協働したオールジャパン体制で取り組むと同時に、更なる幅広いステークホルダーを巻き込むべく構成員の拡充を図り、既存体制の更なる強化を目指す。

また、企業ミーティング、インセンティブ、視察等の誘致強化を図るため、2018年度(平成30年度)に官民が連携して立ち上げた民間主導組織「ビジネスインバウンド推進プラットフォーム」と情報交換を行う。さらに、経済界・産業界と連携したオールジャパン体制の素地作りと位置づける、官民間・異業種間の連携促進を目的とした官民連携組織「ビジネスインバウンド協議会」(仮称)を組成する。

g) 国際MICE総消費額の算出等の実施

「明日の日本を支える観光ビジョン」の消費額目標に裨益する国際MICE総消費額に含まれる参加者消費額をより精緻に把握するため、2018年度(平成30年度)に検討したMICE取扱実績に関する調査手法をもとに、2019年度(令和元年度)末までにMICE全体目標の指標となる国際MICE総消費額を算出する。また、2018年度(平成30年度)に実施したMICEによるレガシー効果調査の結果を地方都市にも展開し、幅広いステークホルダー等に対して普及啓蒙を図る。

h) 人材育成協議会の開催

2018年度(平成30年度)に実施した海外のMICE人材育成事例調査の結果、MICEのコア人材に必要なスキルを「MICE人材育成協議会」を通してMICE関係団体等に共有し、各MICE関係団体等が実施する人材育成事業の高度化を図る。また、2018年度(平成30年度)に引き続き中核人材事業を活用し、大学における教育プログラム(特にこれまで取組が少なかったミーティング・インセンティブ)の構築を支援する。

i) コンベンションビューローの機能高度化

グローバル MICE 都市以外も含む我が国全体の MICE 誘致・開催力の更なる底上げを図るため、モチベーションが高い都市に対して、コンサルタントを派遣し、MICE に特化した都市ブランド開発やブランドコンセプトに合致した MICE コンテンツ (ユニークベニュー、地域貢献型・CSR 型等) の開発等を行い、コンベンションビューローのマーケティング力を強化する。

j) インセンティブ旅行の誘致拡大

日本政府観光局は、MICE ブランディングキャンペーンを通して、より明確なインセンティブ旅行のデスティネーションとしての日本の優位性・メリットを訴求する。その際、海外のミーティング・インセンティブ旅行関係者にターゲットを絞った情報発信を強化する。また、海外からの訪日インセンティブ旅行のベストプラクティスについて表彰を行い、国内外での周知を図る。さらに、新たにミーティング及びインセンティブ旅行の誘致・開催支援のための支援スキームを構築する。

日本政府観光局は、訪日インセンティブ旅行の誘致拡大のため、海外にて現地の有力バイヤーと日本のセラーが参加するセミナー及び商談会を実施し、双方のマッチングの機会の増大を図る。特に、2019 年度 (令和元年度) は 2017 年度 (平成 29 年度) に開設した新規海外事務所のうち、観光需要の上昇に伴いインセンティブ市場が活発化している市場の好機をとらえ、2018 年度 (平成 30 年度) の開催地域に加えてアジア各地でのセミナー及び商談会の開催を増加させる。

k) MICE ブランドを活用した日本の認知度拡大

日本政府観光局は、日本の MICE 開催地としての更なる認知度向上を図るため、広告や見本市等あらゆる機会を利用して、日本の MICE 統一ブランドを活用し、国際会議、企業等の会議、報奨・研修旅行をターゲットに入れたグローバルキャンペーンを展開する。その際、MICE アンバサダープログラムや国際会議誘致・開催貢献賞等の日本政府観光局の他の事業と連携するとともに、地方都市での事例紹介も実施するなど、国内外での MICE ブランドの一層の浸透に努める。

l) 日本政府観光局と国際的に有力な MICE 主催者との連携強化

日本政府観光局は、国際的に有力な MICE 主催者との関係を強化し、MICE デスティネーションとしての日本のプレゼンスを上げる観点から、ICCA (国際会議協会)、IAPCO (国際 PCO 協会)、MPI 等、MICE 国際団体のネットワークを活用したブランディングキャンペーンを展開し、グローバル・ネットワークの更なる拡充を図るとともに、これら団体の有するメールマガジン等のツールを活用した効果的な情報発信を強化する。

m) MICE アンバサダー制度の推進

日本政府観光局は、MICE アンバサダー制度を活用し、学術関係者、研究者等に対する支援を実施するとともに、国際会議誘致・開催の意義について一層の普及啓発を図る。また、2019 年度 (令和元年度) からは、アンバサダー以外の主催者が関係する国際会議に対しても、誘致・開催を進めるための支援策を提供する。さらに、国際会議誘致・開催貢献賞を実施し、その成果の広範な情報発信の強化を図る。加えて、地方での国際会議開催を促進するために、地方公共団体やコンベンションビューローと連携し、地域の大学・研究機関等の潜在的な国際会議主催者及び学協会事務局を対象とするセミナー等を実施する。

n) MICE 専門人材の育成

日本政府観光局は、MICE分野において国際的に通用する専門人材を育成するため、都市の司令塔となるコンベンションビューロー等に対し、初級・上級レベルの担当者を対象としたセミナーを実施する。また、2020年度(令和2年度)以降の体系的なMICE人材育成プログラムの提供に向け、各種要件の整理等を実施する。さらに、コンベンションビューローの国際会議誘致活動等に対し、必要な助言等のコンサルティング活動を実施する。

o) データを活用したMICE誘致力の強化

日本政府観光局は、本部及び海外事務所のCRMシステム(データベース)の統合を目指して改良を行う。また、オンライン及びオフラインのMICE関連データを一元的に集約・分析するプロセスの全体設計を行うことで、将来的なMICEプロモーション活動の高度化を目指す。

p) 先進的テクノロジー技術を活用したMICE誘致・開催力強化の促進

我が国のMICE誘致・開催の国際競争力を高めるため、国内のテクノロジー企業(ICTコンテンツ開発企業等)及びMICE関連事業者を対象にビジネスマッチング等を実施し、MICEにおける先進的テクノロジー(VRを用いた施設紹介、顔認証による入場管理等)の導入を推進する。

q) MICE施設のコンセッション方式活用推進の加速化

MICE施設の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、コンセッション方式導入を推進することが重要であり、同方式を導入する地方公共団体の裾野を広げるべく、コンサルタント派遣による調査の支援を実施し、2020年度(令和2年度)以降におけるコンセッション事業の具体化を推進する。

r) スポーツMICEの招致・開催支援に向けた検討

スポーツMICEの戦略的な招致活動支援並びに各競技団体等が国際競技大会や国際会議等のスポーツMICEを招致・開催する際に必要な準備をまとめたガイドライン等のあり方について検討するワーキンググループを設置する。

s) 農産品輸出促進に向けたMICE活用強化

日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会、見本市等への海外バイヤーの参加促進によるビジネス機会の更なる創出について、関係省庁と連携の上、PR活動等の方策について検討・実施する。

(2) IRに係る法制上の措置の検討

2018年(平成30年)7月に公布された「特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)」に基づき、カジノ管理委員会の設立と規制の実施、基本方針の策定等に着実に取り組むことにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、政策効果を早期に発現させるとともに、世界最高水準のカジノ規制等によって依存症等の様々な懸念に万全の対策を講ずる。

第5節 持続可能な観光地域づくり

1 主要施策

観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムの導入や、早朝時間帯の活用等により、観光地の混雑対策を促すとともに、地域コミュニティにも配慮した観光地経営に資する持続可能な観光指標を開発する。

2 関連施策

(1) 持続可能な観光地域づくりに向けた対策の強化

持続可能な観光の実現に向けて、実証実験等により、観光スポットの混雑状況をスマートフォンで閲覧できるシステムや早朝時間帯の活用等、各地方公共団体や観光地域づくり法人(DMO)による観光地の混雑対策等を促しつつ、旅行者のみならず地域コミュニティにも配慮した持続可能な観光地経営が行われるよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及する。

(2) ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

観光地周辺で広域的に発生する渋滞を解消し、回遊性が高く、円滑な移動が可能な魅力ある観光地を創造するため、ICT・AI等の革新的な技術を活用し、関係者とも連携しながら、エリアプログラミングを含む交通需要制御等のエリア観光渋滞対策の実験、実装を推進、支援する。

(3) 観光地周辺における渋滞対策

観光地の魅力を高め、今後の更なるインバウンド観光需要に対応するため、地域や公共交通機関と連携し、既存道路ストックの有効活用や駐車場の事前予約システムの導入等による交通分散等、ビッグデータを活用した即効性のある渋滞対策を強化する。

第6節 国際観光旅客税の活用

1 主要施策

国際観光旅客税の用途に関する基本方針に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

2 関連施策

今後更に増加する観光需要に対し、より高次元な観光施策を展開していくため、国際観光旅客税の税収を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成30年法律第15号)」や「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」において明示されている3つの分野に充当するとともに、国際観光旅客税を充当する施策は、既存財源の単なる穴埋めをするのではないなどの考え方を基本とする。また、無駄遣いを防止し、用途の透明性を確保する仕組みとして、行政事業レビューを最大限活用し、第三者の視点から適切なPDCAサイクルの循環を図る。加えて、国際観光旅客税を充当する具体的な施策・事業については、硬直的な予算配分とならず、毎年度洗い替えが行えるよう、「観光戦略実行推進会議」において、民間有識者の意見も踏まえつつ検討を行い、予算を編成する。

第7節 アウトバウンド・国内観光

1 主要施策

アウトバウンドの一層の促進に向けて、官民連携による海外旅行商品の造成等の取組を一層強化するほか、旅行者が安全・安心に海外旅行できるよう、IT技術の活用や、旅行安全情報共有プラットフォームをはじめとした海外安全情報発信の機能強化を図る。また、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が組成した観光関連ファンド等により、古民家のリノベーション等を推進するとともに、ナイトタイムの活性化や体験型コンテンツの充実等により、国内観光の一層の促進を図る。さらに、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」に基づく最低5日の年次休暇取得義務化にあわせ、ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

2 関連施策

(1) 若年層の海外旅行促進

「若者のアウトバウンド推進実行会議」を開催し、若者の「海外体験」を促進するための国民的ムーブメントの醸成や、関係省庁、観光関連業界、経済界、教育界等が連携した応援プログラムの策定を行う。

(2) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅳ部第3章2(11)k

(3) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅳ部第3章2(11)l

(4) 旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの活用

外務省の海外安全情報配信サービス「たびレジ」情報の配信や旅行者の安否確認を行う旅行安全情報共有プラットフォームについて、新たに、医療・警察・交通機関等の海外都市の安全情報等を旅行者へ提供するほか、万一、現地でテロや災害等が発生した場合には、旅行者の安否確認を迅速に行うことに加え、GPS機能を活用し旅行者が安全に滞在・帰国できるよう避難等の情報を提供するなど、旅行者の安全確保に向けた利便性の向上を図る。

(5) 観光に関する教育の充実に向けた取組

子どもたちが日本各地の魅力的な観光資源を理解し、関心を持ち、その魅力を実感・発信するとともに地域の課題解決に寄与する力を育む観光教育の充実を図るため、2018年度(平成30年度)事業において実証したモデル授業や教員向け啓発動画等を広報し、学校現場における観光教育の導入を加速させる。

また、高等学校学習指導要領の必修科目「地理総合」において、「観光の現状や動向に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ、地図や地理情報システムの適切な活用の仕方が身に付くよう工夫すること」が明記されたことを踏まえ、各種会議等の場を通じて、その周知を行う。

(6) 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

国際経験豊かな講師を派遣し若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅★授業」を通じて、若

者旅行の振興を図る。また、全国展開に向け、2018年度(平成30年度)に構築した文部科学省、地方運輸局との連携体制を継続するとともにプロモーションを強化し、首都圏で1回以上、地方部で2回以上開催する。

また、地域の観光資源が集まる「道の駅」において、観光や地域振興を学ぶ学生の課外活動やインターンシップの場として活用する大学連携の取組により、地域づくりや「道の駅」の運営を担う人材育成を強化する。

(7) 政府系金融機関による観光地の再生及び活性化

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した観光関連ファンド等により、旅館等の宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図る。

(8) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(1)

(9) 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能の活用

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)は、観光遺産(文化遺産、自然遺産)を活用し、観光による地域活性化モデルを創出するため、「観光遺産産業化ファンド(仮称)」を設立するなど、引き続き観光まちづくり事案への支援等の取組を推進するとともに、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう地域金融機関等へのノウハウの移転を図る。

官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、REVICの有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供し、観光地の面的再生・活性化を推進する。

(10) 金融・公的支援等の促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(1)d③

(11) 宿泊施設整備の促進

【再掲】第Ⅳ部第2章第4節2(4)b

(12) 休暇改革

2017年(平成29年)の年次有給休暇取得率は51.1%であるが、2020年(令和2年)までに年次有給休暇取得率を70%に向上させることを目指し、以下の取組を実施する。

a) 年次有給休暇の取得推進

労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者に義務付けることなどを内容とし、2019年(平成31年)4月より順次施行される「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」について、周知と履行確保を図る。

また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告、インターネット広告等、年次有給休暇取得の集中的な周知広報を行う。

さらに、地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、お祭り等地域の特性を

踏まえ、年次有給休暇を取得しやすい時季を捉えて働きかけを行うなどにより、地域の休暇取得促進の機運を醸成する。

b) 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校の夏休み等の長期休業日の一部を学期中の平日に移すなどして学校休業日を分散するとともに、学校休業日に合わせた年次有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保を図る。また、これらの取組を官民一体となって推進するため、「キッズウィーク」関連ロゴマークを使用した、大人と子どもと一緒に楽しめる国内外への旅行商品等を観光業界に対して促すほか、取組事例の周知や普及啓発等の取組を進める。

また、全国9箇所の「キッズウィーク」に先行的に取り組む地域において、「地域における休み方協議会(仮称)」の設立過程、協議会における議論、地域特性や地域における意思決定プロセスを調査するとともに、休みとなる子どもの受け皿になるイベント等の試行事業をサポートし、その調査結果及び試行結果をまとめた事例集をウェブサイトに掲載するとともに、それを産業界等へ周知し、水平展開の促進に繋げる。

さらに、国家公務員について、学校休業日に合わせた年次休暇取得を促進する。

c) 「海の日」等の国民の祝日を活用した観光需要拡大

「『休み方改革』推進チーム」において、各府省庁で実施している取組の情報共有を行うとともに相互連携について検討する。また、「海の日」等の祝日3連休制度の活用や休暇取得の分散化による観光需要の拡大を図るため、祝日の意義について国民の理解を深めるべく周知強化を図る。

d) 働き方・休み方改革の推進

2019年(平成31年)4月より順次施行される「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」に基づく最低5日の年次有給休暇取得義務化等の働き方・休み方改革の動きを踏まえ、「リゾートテレワーク」の活用等によるビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討を行う。

(13) 国内旅行促進による地域活性化に向けた検討

ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及等、国内旅行促進による地域活性化に向けた方策の検討を行う。

第8節 東北の観光復興

1 主要施策

東北6県の外国人宿泊者数を2020年(令和2年)に150万人泊(2015年(平成27年)の3倍)とするため、観光資源の磨き上げ、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

2 関連施策

(1) 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県の外国人宿泊者数を2020年(令和2年)に150万人泊(2015年(平成27年)の3倍)とするため、各地方公共団体が連携して実施し、特に訪日外国人旅行者誘致に直接資する取組である、

魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、2次交通対策等を中心とした受入環境整備事業に対して重点支援する。

(2) 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

東北6県の外国人宿泊者数を2020年(令和2年)に150万人泊(2015年(平成27年)の3倍)とするため、東北観光の拠点となる宮城県と仙台市及び周辺計6市3町による「復興観光拠点都市圏」において、特に訪日外国人旅行者誘致に直接資する取組である、魅力的なコンテンツを含んだ旅行商品の造成や、受入環境整備による満足度の向上に対して重点的に支援を行う。

(3) 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、海外において観光地としての認知度が他地域と比べて低い傾向にある東北を対象に、海外の著名人が東北で観光を体験する映像を活用した情報発信や、訪日外国人旅行者に好まれる東北のアクティビティをテーマ別にウェブサイト等で発信するなど、観光地としての知名度向上及び東北の観光魅力を発信するため、各テーマを多言語で発信するなど幅広くプロモーションを実施する。

(4) 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」を観光庁や日本政府観光局のウェブサイトにおいて、引き続き国内外に向け情報発信する。

(5) 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

東北地方への長期滞在促進に向けて各県が連携して実施する樹氷等の雪を生かしたコンテンツや、食文化・伝統工芸体験等の滞在プログラム造成等、東北地方ならではの地域の観光資源の磨き上げに係る取組やコンテンツを活用した旅行商品の造成の取組等について、「東北観光復興対策交付金」により支援する。

(6) ホストタウンの推進

【再掲】第Ⅳ部第3章2(25)

(7) 防災学習も含めた教育旅行の再興

PTA等に対するファミトリップの実施により福島県への教育旅行の再興を促進する。また、学校等に対して教育旅行誘致の働きかけを実施するとともに、旅行業界に対しても福島県の教育旅行の促進を働きかけるなど、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

「東北観光復興対策交付金」等により、地域において行う海外の教育旅行関係者の招へい等による震災復興等のスタディツアーの実施・磨き上げを図る取組や、教育旅行誘致に向けた情報発信等を支援する。

(8) 仙台空港のLCC拠点化の促進

海外から東北の観光地へ短時間でアクセス可能となる、東北の空港への国際定期便及びチャーター便の新規就航・増便にあわせて、日本政府観光局において、航空会社等と連携した共同広告等のプロモーションを強化する。

(9) 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」として、長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の全線開通を2019年(令和元年)6月に控え、全線開通イベントの実施、情報発信拠点となる名取トレイルセンターの活用及び多言語に対応した標識の整備、トレイルマップの作成、ウェブサイトやSNS、各種イベント等での情報発信、管理運営の円滑な推進等を行う。また、三陸復興国立公園において公園施設の整備を行うなど、自然体験活動を通してエコツーリズムや環境教育を推進する「里山・里海フィールドミュージアム事業」を実施する。

(10) 新たな復興ビジネスモデルの支援

「観光先進地・東北」を目指し、地域におけるインバウンドの取組を定着させるためのチーム化による地域事業者への支援等に官民連携して取り組む。

第9節 「観光立国ショーケース」の形成の推進

1 主要施策

釧路市、金沢市及び長崎市に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行い、取組事例の横展開を図る。

2 関連施策

2018年度(平成30年度)に実施した中間評価を踏まえ、注力する施策を具体化するために設定した各市の取組の柱(重点項目)を中心に、目標や課題を関係省庁と共有を図り、民間投資の促進のために必要とされた支援を含め、優先的に支援を行う。また、3都市(釧路市、金沢市及び長崎市)における取組については、民間投資の取組や中間評価の内容を含め、ウェブサイト等を中心に全国における訪日外国人旅行者の地方誘客の取組に活用できるよう広く発信する。

第10節 観光統計

1 主要施策

地域の誘客状況や消費動向のより正確な把握のため、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

2 関連施策

(1) 地域の消費に係る統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況や消費の動向を把握し施策に反映するべく、2018年(平成30年)1月より拡充した訪日外国人消費動向調査等のデータを活用した加工統計について、地域(都道府県)レベルの入込客数及び旅行消費額を定期的に公表する。また、民間データ等の活用可能性を含め、観光統計の推計手法の改善に向けた検討を行う。

(2) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ(FF-Data)の整備

【再掲】第Ⅳ部第1章第2節2(2)e